

経済産業省委託事業

トルコにおける模倣品対策の制度及び  
運用状況に関する調査

2018年3月

独立行政法人 日本貿易振興機構

ドバイ事務所

## 目次

1. 序論 .....	1
(1) 概要.....	1
(2) 基本的な歴史.....	1
(3) 地理的立地.....	2
(4) 主要な県.....	2
(5) インフラ.....	6
(6) 経済の概要.....	8
(7) 輸出入.....	9
(8) 経済成長.....	10
(9) 外交.....	11
2. トルコにおける模倣品の概要.....	12
(1)トルコにおける模倣品の国内製造および輸出.....	12
(2)トルコに存在する模倣品市場.....	14
(3)世界の模倣品流通においてトルコが果たす役割.....	20
3.トルコの知的財産法（新規）、規則および条約の概要.....	21
(1) 成文法.....	21
(2) 規制.....	23
(3) 国際条約.....	24
4. トルコにおける知的財産保護に関連する政府機関.....	27
(1) トルコ特許商標庁.....	27
(2) 著作権総局および検査委員会.....	28
(3) NIC.TR ドメイン名管理局.....	29
(4)トルコ共和国食料農業畜産省・植物生産総局（BUGEM）.....	29
(5) 品種登録および種子検定センター（VRSCC）.....	30
5. トルコにおける知的財産保護に関する司法制度および裁判所.....	31
(1) 憲法裁判所.....	32
(2) 最高裁判所および通常司法.....	33
(3) 国家評議会および行政司法.....	38
6. 知的財産侵害に対する法律上の救済の概要.....	41
(1) 行政上の救済.....	41
(2) 司法上の救済.....	42
7. 税関による知的財産取り締まり.....	43
(1) 適用法.....	43
(2) 差し止め命令の対象となる模倣品.....	44

(3) 税関における知的財産権の登録.....	44
(4) 差し止め手順.....	45
(5) 税関における情報共有（例：データベース）.....	50
(6) 税関による水際対策の実際の運用（法律・規則との違いなど）.....	50
(7) 代表的な成功事例と失敗事例、およびそれらによって導かれる提言.....	51
8. 警察による知的財産取り締まり.....	53
(1) 適用法.....	53
(2) 強制捜査の手続き.....	56
(3) 警察による実際の捜査.....	59
(4) 刑事訴訟手続き.....	59
(5) 代表的な成功事例と失敗事例、およびそれらによって導かれる提言.....	61
9. 司法上の救済（民事訴訟）.....	63
(1) 適用法.....	63
(2) 可能な法的措置.....	64
(3) 民事訴訟手続き.....	75
第一審判決までの段階.....	75
控訴.....	76
裁判地.....	78
判決の執行.....	79
訴訟費用.....	80
典型的な成功事例と失敗事例、およびそれらから導かれる提言.....	81
10. その他の行政機関による執行.....	82
(1) 著作権総局および検査委員会.....	82
(2) NIC.TR ドメイン名管理局.....	85
(3) イスタンブール市政府.....	87
(4) トルコ共和国食料農業畜産省植物生産総局（BUGEM）.....	87
(5) 種登録および種子検定センター（TTSM）（PBR 手続きの観点から）.....	88
(6) トルコ医薬品医療機器総合機構.....	88
(7) 競争委員会.....	88
(8) 広告委員会.....	89
11. インターネット上での違法な模倣品の販売に対する措置.....	90
(1) 管轄当局および適用法.....	90
(2) アクセス・プロバイダーと集団利用プロバイダーの法的責任.....	91
(3) インターネット上での侵害行為を阻止する手続き、および侵害者を追跡する方法.....	92
(4) ドメイン名を扱う際の留意事項.....	92
(5) 代表的な成功例と失敗例、およびそれらから導かれる提言.....	93

12. トルコにおける知的財産保護および模倣品防止に関連する NPO と NGO の概要.....	95
13. 知的財産保護に関連する政府当局の連絡先詳細.....	99
14. 報告書のまとめ.....	102

# 1. 序論

## (1) 概要

トルコは、人口 7,981 万人<sup>1</sup>、国土面積 78 万 43 平方キロメートルの、共和国である。首都はアンカラ、公用語はトルコ語である。



地図データ ©2017 GeoBasis-DE/BKG (©2009) Google,Inst Geogr Nacional,Mapa GIsrael,ORION-ME

## (2) 基本的な歴史

アナトリアは、その戦略的な立地と豊富な天然資源によって、有史以前より様々な文化の発祥地となってきた。古代ギリシアの侵略後、東ローマ帝国（ビザンチン）が数世紀にわたってこの地域を統治した。ビザンチン帝国の衰退に伴い、セルジューク朝／オスマン帝国による段階的な征服が始まった。14 世紀末までに、この地域の大半はオスマン帝国によって支配された。

オスマン帝国の最後の 200 年の大半は、帝国の没落を阻止するための近代化の取り組みに費やされた。しかし、その取り組みは、帝国の衰退を阻むには不十分だった。国民国家としてのトルコの近代史は、第一次世界大戦後のオスマン帝国の滅亡とともに始まった。

<sup>1</sup> トルコ統計局 (TSI) [2016 年 12 月 31 日現在の推定値](#)

新たなトルコ共和国は、1923年10月29日にムスタファ・ケマル・アタテュルクのリーダーシップの下で建国された。新たな国家の原則と制度は、1923年から1938年にかけてのアタテュルク大統領政権下で実施された改革に基づいている。この期間に、トルコは中央集権化された民主立憲国家としての体制を確立していった。

### (3) 地理的立地

トルコは、旧世界を構成していた3大陸（アジア、ヨーロッパおよびアフリカ）が近接するという立地によって、戦略的かつ地政学的に独特の立地条件にある。

国土の大半は、アナトリア（小アジア）に立地しており、それ以外の地域は欧州のトラキアと呼ばれる陸塊に立地している。

トルコ半島は、北側に黒海、アナトリアとトラキアの間マルマラ海、西側にエーゲ海、南側に地中海という四つの海に囲まれている。トルコはこれらの四つの海に接する8,333キロメートルの海岸線を有している。

トルコは、西側でブルガリアとギリシャ、東側でジョージア、アルメニアとイラン、南側でイラクとシリアとの国境に接している。

こうした独特の立地のため、トルコは欧州、アジアおよび中東をつなぐ架け橋となり、黒海と地中海を結ぶ輸送ルートにもなっている。

### (4) 主要な県

トルコには81の県が存在している。これらの県は、首都から任命され、中央政府の統制下にある知事によって統治される。さらに、全ての県におけるインフラは、任命された自治体によって運営される。各県には、複数の郡が存在し、そのそれぞれで独自に指名される首長と選ばれた自治体が存在する。

トルコ最大の県は、イスタンブールであり、その人口は 1,480 万人<sup>2</sup>である。その他の主要な県には、首都アンカラ、イズミル、ブルサ、アンタルヤ、アダナ、コンヤおよびガズィアンテプなどがある。

a) イスタンブール

イスタンブール<sup>3</sup> は、その歴史を通して、常に世界中の人々の関心を集める経済、文化および歴史の中心的存在であった。この県は、欧州とアジアを隔てるボスポラス海峡周辺に立地している。

この県は、大陸の間に立地していること、および黒海と地中海を結ぶ唯一の海路であることから、重要な貿易センターとなっている。イスタンブールは、千年以上にわたって常に貿易ハブとして機能し、現在に至るまでその役割を果たしている。この意味では、イスタンブールは西側のギリシャとブルガリア、東側のイランとアルメニア、そして南側のシリアとイラクに向かう鉄道経路における輸送ハブにもなっている。

同県には二つの国際空港があり、各サイド（欧州側とアジア側）に 1 つずつ立地している。欧州側にある大きな方の空港は、アタテュルク空港と呼ばれ、2016 年には 6,000 万人以上の乗降者数があった。両空港における現状の通行量から、この県の黒海沿岸に新たな国際空港を建設中である。完成すれば、この新たな空港は世界最大の空港となる。

最後に、同県の主要なバス・ステーションは、欧州で最大であり、最遠でフランクフルトに至る目的地まで、1 日あたり 6 万人の乗客を運んでいる。

イスタンブールは、トルコの経済の中心でもあり、2014 年には国民総生産（GDP）の 30,5%<sup>4</sup> を創出している。同県は、トルコ唯一の証券取引所であるイスタンブール証券取引所の所在地となっている。

---

<sup>2</sup> TSI 2016 年 12 月 31 日現在の推定値

<sup>3</sup> [イスタンブール県知事オフィス](#)

<sup>4</sup> [TSI 推定値](#)

黒海と地中海を結ぶ唯一の海路として、ボスポラス海峡は石油資源が豊富な黒海を地中海および世界のマーケットにつなぐ、世界で最も往来の激しい貿易ルートの1つとなっている。

その豊かな歴史と美しい自然のため、イスタンブールはトルコにおいて人気の高い観光ハブにもなっている。同県は、2015年に1,200万人以上の観光客を受け入れており<sup>5</sup>、文化に富んだ観光地として成長を続けている。

#### b) アンカラ

アンカラ<sup>6</sup>は、トルコの首都であり、同国の中央部に立地している。ヒッタイト、フリギア、古代ギリシャ、ローマ、ビザンチンおよびオスマンの考古学的な遺跡を有する、その長い歴史にもかかわらず、1927年時点の同県の人口は約7万5,000人であった。オスマン帝国の没落後、同県はトルコの抵抗運動の本拠として選ばれ、その後、新たな共和国の首都となった。TSIの推定によれば、アンカラは、2016年12月31日現在人口530万人で、トルコで2番目に人口の多い県となっている。

共和国の建国後、同県はトルコにおける主要な鉄道ハブとなった。その一因は共和国初期の大規模な工業化への取り組みにある。

アンカラには、首都として多数の国有または民間の防衛関連企業や航空宇宙関連企業が本社を置いている。

#### c) イズミル

イズミル<sup>7</sup>は、人口420万人で、トルコで3番目に大きな県である。同県は、トルコのエーゲ海に面する諸県の経済的な中心地であり、2014年にはGDP全体の6.2%を創出している。また、この地域の内陸部の豊かな農業地域にとって、重要な港湾都市となっている。

---

<sup>5</sup> イスタンブール文化観光理事会（Istanbul Directorate of Culture and Tourism）／観光統計2016

<sup>6</sup> [アンカラ市](#)

<sup>7</sup> [イズミル県知事オフィス](#)

イズミルは、クシャダス、チェシメ、モルドアンやフォチャといった国際的観光センターの拠点であると同時に、イスタンブール、ブルサ、コジャエリに次ぎ、トルコで4番目の輸出高<sup>8</sup>を誇っている。

d) ブルサ

ブルサはマルマラ海の南側、アナトリアの北西側に位置しており、同県はトルコ有数の産業センターの1つである。ブルサは、トルコの自動車産業の中心地である。

また、同県は、歴史的に絹貿易の最大の拠点としても有名で、現在もトルコの繊維製造の主要拠点となっている。同県の人口は、290万人である。

e) アンタルヤ

アンタルヤは、アナトリアの南西部に立地し、トルコの地中海沿岸では最大の県である。同県は、2015年に海外から1,000万人の旅行者を受け入れ<sup>9</sup>、トルコの観光業の中心地として認知されている。同県の人口は、230万人である。

f) アダナ

アダナは、アナトリアの南部のチュクロワ（別名：キリキア）として知られる地理文化的地域に立地している。同県は、チュクロワ地域の人口動態的かつ工業的な中心である。この地域の肥沃な土壌のおかげで、農業が同県の主要な収入源の1つとなっている。

同県は、イラクとトルコを結ぶ石油パイプライン、バクー・トリビシ・ジェイハンの海上輸送ターミナルでもある。

また、アダナは、特にキプロス北部、ドバイおよび中東に対する地中海経由の輸送において重要な工業港であるメルスィン県にも隣接している。

---

<sup>8</sup> トルコ輸出業者者協議会（TIM）[データ](#)

<sup>9</sup> アンタルヤ文化観光事務局（Antalya Culture and Tourism Administration）[統計](#)

g) コンヤ

コンヤは、アナトリアの中央に立地する県である。同県は、トルコ全体の全農業用地の約9%を占めており、伝統的に農業県として知られていた。過去10年間において、同県は著しい工業化が進んでいる。

h) ガズィアンテプ

この県は、アナトリアの南東部に立地し、シリアとの国境に接している。同県は、トルコのGDPの5%を占めている。ガズィアンテプは繊維製品および農産物の重要な生産地であり、トルコにおいて第6位の輸出高を誇る。

### (5) インフラ

トルコの強みの1つに、強靱なインフラがある。EU 関税同盟への加盟後、公共投資の大幅増加によって、インフラは著しい発展を遂げた。

運輸海事通信省によれば、現在のトルコの道路網および鉄道網は以下のとおりである。

道路網	66.244 km
• 高速道路	2.289 km
• 国道	31.215 km
• 県道	32.740 km
鉄道網	12.532 km
• 在来線	11.319 km
• 高速路線	1.213 km

国道網および鉄道網は、通過貿易を促進するため、ユーラシア大陸のインフラに統合されている。

さらに、トルコはアジア横断鉄道プロジェクト（別名：鉄のシルクロード）の南側の回廊地帯の一部となっている。このプロジェクトは、欧州から極東までを統一された鉄道でつなごうというものである。現在までに、マーマレイ（ボスポラス・トンネル）が完成して

おり、これによって、列車がトレイン・フェリーを使わずにボスポラス海峡の下を直接走行できるようになる。

## 航空輸送

2015 年現在、トルコには 55 の空港が存在し、そのうち 39 は国際空港である（うち、25 が恒久的、14 が季節限定）。国家空港局（State Airports Administration）の公式データによれば、2016 にトルコの空港を利用した乗客数は、1 億 7,374 万人である。そのうち、9,908 万人の乗客は、イスタンブールの空港を利用している（欧州側はアタテュルク空港、アジア側はサビハ・ギョクチェン空港）。また、2016 年にトルコの空港で取り扱われた航空貨物は、総計 307 万トンに達した。

これに関連し、イスタンブールの欧州側に 3 つ目の空港が建設中となっている。この新空港が完成すると、アタテュルク空港に取って代わり、年間約 1 億 5,000 万人の乗客による利用が見込まれている。

トルコは、世界最大の輸送航空会社の 1 つである、ターキッシュエアラインズの本拠地でもある。300 機以上の航空機を擁し、スターアライアンスのメンバーである同社は、世界でも有数の航空会社に数えられている。また、同社の 14 機の貨物輸送機は、64 ヲ所の目的地との間で運航している。

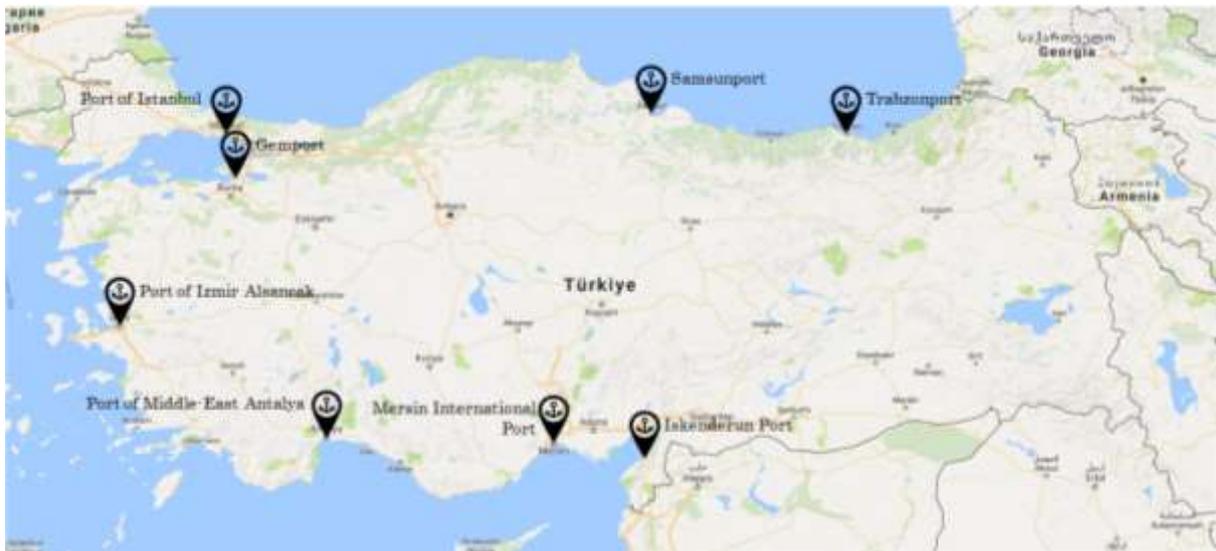
ターキッシュエアラインズに加え、トルコを本拠とする格安エアラインであるペガサス航空は、70 機以上の航空機を有している。同社は複数のトルコの空港に拠点を有し、103 ヲ所の目的地との間で運航している。

## 海上輸送

三つの海と一つの内海に囲まれた半島に立地するトルコは、30 ヲ所以上の様々な規模の港を有している。トルコの港の大半は税関通商省の監督の下で民間事業者によって運営されている。これらの港のうち特に大規模なものを以下に挙げる。

- 黒海：サムスのサムスン港、およびトラブゾンのトラブゾン港
- マルマラ海：イスタンブールのアンバリ港とハイダルパシャ港で構成されるイスタンブール港、およびブルサのジェムポート

- エーゲ海：イズミルのイズミル・アルサンカク港
- 地中海：アンタルヤの中東アンタルヤ港、メルスィンのメルスィン国際港、およびイスケンデルン港



地図データ ©2017 GeoBasis-DE/BKG (©2009) Google,Inst Geogr Nacional,Mapa GISrael,ORION-ME

2016 年において、トルコの港全体で 450 万以上のコンテナ（輸出・輸入の両方を含む）を取り扱った。

## (6) 経済の概要

世界銀行のデータによれば、トルコは世界第 17 位の経済国であり、EU 諸国との比較で第 6 位に相当する経済国である。2016 年の GDP は 8,577.4 億ドルであった。

トルコの成長は、1980 年代半ばの政府主導による自由市場経済への転換の取り組みから始まった。1980 年以前は、政府は金融政策や貿易政策に重点を置いており、トルコ経済において民間企業の比重は高くなかった。

TSI によれば、製造業がトルコ経済の中心となっており、トルコの GDP 全体の 24.2%を占めている。これは人口の大多数が労働年齢にあるという事実によるものである。

さらに、トルコの建設業界の企業は、過去 10 年間で大きな発展を遂げた。2016 年において世界の請負企業上位 250 社のうち、トルコの請負企業が 46 社含まれている。これらのトルコ請負企業の市場シェアは 5.5%に及ぶ。

トルコ統計局のデータによれば、観光業もトルコ経済において大きな位置を占めている。2015 年のトルコの観光収入は 314.6 億ドル、訪れた旅行者の総数は 4,161 万人に上る。その後、この数字は、2016 年に起きた軍事クーデターの企ておよび地域紛争の影響によって大幅に減少した。しかし、同業界はこうした危機を乗り越えるべく確固たる取り組みを進めており、その成果は 2017 年第 2 四半期の来訪者数が前年同期の数を上回ったことに現れている。

## (7) 輸出入

経済複雑性指標によれば、トルコは世界で 40 番目に複雑性を有する経済国である。

TSI の統計によれば、2016 年におけるトルコの総輸出額は 1,425.2 億ドル、総輸入額は 1,986.1 億ドルであり、560.8 億ドルの貿易赤字となっている。

### 輸出

2016 年におけるトルコの主要な輸出品目は道路車両（エアクッション船含む）（192.7 億ドル）、衣料品および衣料用アクセサリ（150.4 億ドル）、食料品および畜産物（135.3 億ドル）であった。

また、2016 年におけるトルコの主要輸出先はドイツ（139.9 億ドル）、英国（116.8 億ドル）、イラク（76.3 億ドル）、イタリア（75.8 億ドル）および米国（66.2 億ドル）であった。

### 輸入

2016 年におけるトルコの主要な輸入品目は原油（249.5 億ドル）、道路車両（エアクッション船含む）（173.8 億ドル）、および電気機器類（109.5 億）であった。

また、2016年におけるトルコの主要な輸入元は、中国（254.4億ドル）、ドイツ（214.7億ドル）、ロシア（151.6億ドル）、米国（108.6億ドル）およびイタリア（102.1億ドル）であった。

## （8）経済成長

世界銀行のデータによると、トルコのGDPは、1960年代から1982年の軍事クーデターにつながる国内混乱までの間、着実な成長を見せていた。この期間でGDPは139.9億ドルから893.4億ドルに増加し、6倍以上に成長した。

1982年のクーデター後の経済はおおむね安定し、GDPもほぼ安定的に成長した。1990年代に向けては、トルコの自由市場経済への統合によって、経済は大幅な成長を遂げた。ただし、GDPの大きな成長は、2001年の不況の直後に訪れた。2001年の不況の結果、トルコのGDPは前年の2,729.7億ドルから2,002.5億ドルまで落ち込んでいた。

この不況後、わずか7年間でGDPは2,002.5億ドルから7,643.2億ドルにまで拡大した。トルコは、世界経済危機から比較的早期に回復を見せた。しかし、それ以降、継続的な成長にもかかわらず、地域や国内における紛争が、たびたび全体的な成長の妨げとなってきた。

トルコの若年層がこの国の急激な成長、および今後の継続的な成長に向けた最大の強みとして、主要な役割を担っている。経済協力開発機構（OECD）のデータによれば、トルコの人口の24.3%は15歳未満で、67.8%が労働年齢である。このため、同国は経済成長に必要な豊富な労働力を有しているのである。

2016年において、トルコのGDPは8,577.4億ドル、1人あたりの国民総所得は11,180ドルであった。昨年のクーデター未遂にもかかわらず、OECDの予測によれば、2018年のトルコの予測経済成長率は3.5%<sup>10</sup>であり、これは世界の予測成長率より0.1%低いだけで、OECD加盟国全体の予測成長率を1.4%上回る数字となっている。

---

<sup>10</sup> OECD トルコ – 経済予測概要（2017年6月）

## (9) 外交

1923年の建国以来、この若い共和国は、常に西側諸国との関係に重点を置いてきた。建国者であるアタテュルク大統領の在任期間を通じ、トルコは急進的な近代化改革を実行した。これらの改革は、同国の社会的および政治的な様相に大きな変化をもたらし、この国を準理論的な立憲君主制国家から近代的な非宗教的共和国へと変貌させた。

この時代に由来する法典化の大半は、欧州大陸法体系に基づいている。特に、民法については、1926年の制定当時、民法に関して最も近代的な立法文書であったスイス民法を修正して作成された。

この点において、トルコは西側諸国と常に密接な関係にあり、1945年10月24日に国連加盟国となり、1952年9月8日には北大西洋条約機構（NATO）に加盟している。

また、トルコは、2005年10月3日より、EUの正式加盟国となるための交渉を開始したが、これはまだ実現していない。トルコは、ほとんどの法体系、特に知的財産法制について、EU法制との整合をとっている。

## 2. トルコにおける模倣品の概要

高い人口と継続的な成長を誇るトルコは、模倣品の製造国および輸出国としてのリストに名を連ねているのも事実である。国内市場には、国内で製造された主要な模倣品に対する強い需要が存在する。

さらに、トルコの地政学的な立地により、同国は世界の地理上でも往来が特に激しい場所となっており、模倣品の流通が発生しやすい環境にある。

トルコにおいて、最も模倣品の影響を受ける分野をまとめると、以下のとおりとなる：医薬品および医療関連製品、食料品および飲料品、自動車部品およびスペアパーツ、電気・電子機器、タバコ、香水、化粧品、パーソナルケアおよび清掃用品、ならびにぜいたく品、宝石、皮革製品、ファッション繊維および衣料品である。

### (1) トルコにおける模倣品の国内製造および輸出

知的財産権に対する EU 税関執行－EU 対外国境における結果 2016 (EU Customs Enforcement on Intellectual Property Rights .Results at the EU Border 2016) レポートによれば、トルコは中国、香港（中国原産品の中継点として機能<sup>11)</sup>）、ベトナム、インド、パキスタンおよびカンボジアと並んで、EU 域内に流入する知的財産権侵害の疑いがある物品の原産国として上位 7 カ国に名を連ねている。

出荷国／原産国の中で、EU 税関国境で認められた全ての知的財産権「侵害物品」のうち、1.09%がトルコ原産のものであるとされている。一方、トルコから出荷され EU 税関国

---

<sup>11</sup> 2017 欧州連合における模倣品および海賊行為に関する状況報告書、欧州刑事警察機構／欧州連合知的財産庁 P.6)

([https://euiipo.europa.eu/tunnel-web/secure/webdav/guest/document\\_library/observatory/documents/reports/Executive%20Summary%20Situation%20Report%20EUIPO-Europol\\_en.pdf](https://euiipo.europa.eu/tunnel-web/secure/webdav/guest/document_library/observatory/documents/reports/Executive%20Summary%20Situation%20Report%20EUIPO-Europol_en.pdf))

境へ入る侵害物品は、全ての知的財産権侵害物品のうち金額にして 2.52%を占めると報告されている。<sup>12</sup>

さらに、OECD と欧州連合知的財産庁が共同で作成したレポート *Mapping the real routes of trade in fake goods* (模倣品の真の取引ルートのマッピング) では、トルコは特に食料品や化粧品<sup>13</sup>などの一部のセクターにおいて侵害物品の比較的重要な製造国となっており、それらが陸路を通じて EU 諸国、イエメンや、(間接的に) サウジアラビア<sup>14</sup>へと送られていると指摘されている。

以下の図表<sup>15</sup>は、フィールドの色が濃いほど、その国が所定の製品カテゴリーにおける模倣品の製造国である可能性が高いことを示しているが、これによって、トルコは、衣類および織物、履物または食料品に関して模倣品の製造国である可能性が極めて高いのに対し、皮革製品、ハンドバッグ、光学、写真および医療機器、玩具、ゲームおよびスポーツ設備、香水および化粧品についてはその可能性が比較的低いことが見て取れる。一方、電気・電子機器、宝石類および医薬品については、模倣品がトルコ原産である可能性はさらに低いようである。

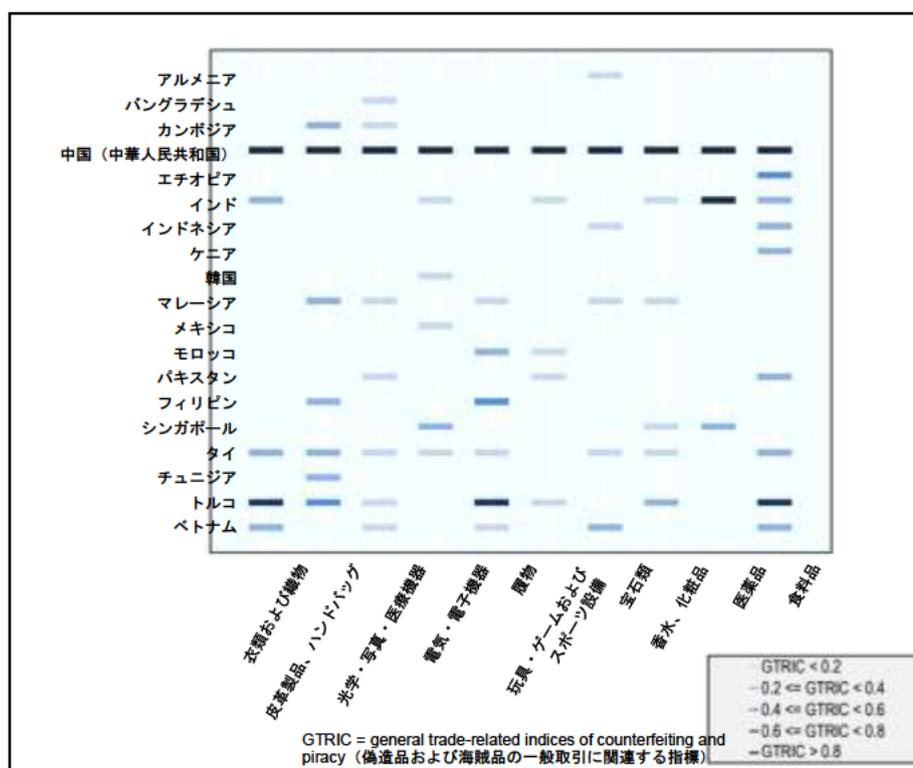
---

<sup>12</sup> 知的財産権に対する EU 税関執行－EU 対外国境における結果レポート 2016 (Report on EU customs enforcement of intellectual property rights, Results at the EU border 2016)、 欧州委員会、税制・関税同盟 (以下、「欧州委員会－税制・関税同盟 2016」) ) p. 12

<sup>13</sup> 模倣品の真の取引ルートのマッピング (Mapping the real routes of trade in fake goods)、OECD/欧州連合知的財産庁 2017、 P. 103

<sup>14</sup> 同, P. 13

<sup>15</sup> 同, P. 104 および <http://dx.doi.org/10.1787/888933529977>



出典: 模倣品の真の取引ルートのマッピング、OECD/欧州連合知的財産庁 2017 P. 104 および <http://dx.doi.org/10.1787/888933529977>

トルコが模倣品の製造において果たしている役割については、第4節「トルコで最も模倣品の影響を受けているセクターおよび最も引き合いの多い模倣品の製品群」の各項において詳細に考察されている。

## (2) トルコに存在する模倣品市場

### a) 模倣品の物流

トルコにおける第一人者である「ブランド保護グループ (MKG) 協会 (Brand Protection Group [MKG] Association)」の Ümit Özmen 博士による報告書は、トルコにおける模倣活動に関する最新かつ最も簡潔な報告書となっており<sup>16</sup>、この項における以降の記述は、別途の参照を記載した部分以外は、同報告書に基づくものである。

同報告書によると、税関取引の対象となる膨大な量の製品に対し、税関職員が不足していることが、トルコ域内への模倣品流入に対抗する上で重大な課題となっている。同様の課

<sup>16</sup> 21. Yüzyılın Sorunu Kaçak, Taklit ve Sahte Ürünlerin Ticareti, Doç. Dr. Ümit İzmen, Marka Koruma Grubu

題は、通過輸送体制の対象となる物品や、自由貿易圏で取引される物品に関しても影響を及ぼす。これらは通常、出荷国と模倣品が販売される国の間の通過点としての役目を果たすものである。

模倣品製造者が、物品の本来の原産国の改ざんを試みるということが報告されている。これらは、ラベル貼付または貼り替え、再梱包、または自由貿易圏での税関文書の再作成などによって行われる。模倣品のラベリング資材が、トルコの関税圏内または自由貿易圏内に持ち込まれる物品自体から分離され、販売される国において物品に貼付された事例が報告されている。

輸送方法としては、海上船舶によるコンテナ輸送、空路、連結トラック、鉄道、乗客の荷物、郵便またはクーリエ便による送付などが挙げられる。トルコから EU 域内への物品の持ち込みについては、大型トラックによる引き渡しが、圧倒的に大多数の輸送方法となっており、また、それほど多くはないが、EU への持ち込みにおいては、海上輸送よりも空輸の方がはるかに可能性が高いと報告されている。海上輸送については、イタリアのナポリ地域が、重要な持ち込みポイントになっている。<sup>17</sup>

模倣者は、当局や役人による取り締まりに敏感であり、この問題を担当する機関や当局の活動を注意深く見守ることによって、頻繁に手法を変更している。物流の選択は変更されることがあり、流通または販売前に、物品が個人倉庫に保管されている事例が広く確認されている。

## **b) 模倣品の需要**

トルコは、模倣品の製造国および輸出国として、世界で比較的大きな位置を占めているだけでなく、模倣品の販売および流通の上でも、相当な規模の市場に数えられる。<sup>18</sup> 模倣品

---

<sup>17</sup> 2017 欧州連合における模倣行為および海賊行為に関する状況報告書（欧州刑事警察機構と欧州連合知的財産庁による共同プロジェクト）

<sup>18</sup> 「トルコは依然として模倣品の巨大市場」であり、「商標化された物品に関し幅広く、しばしば高度な模倣が、特に衣料品に関して行われている。ビジネス用ソフトウェアやオンライン・ミュージックの海賊版も増加しており、書籍やエンターテインメント用ソフトウェアの海賊版も、依然として投資家の懸念となっている」 ト

を購入する機会は頻繁にあり、こうした物品は現地の市場や、トルコの大半の都市部の大通りに散在する小売店において容易に見つけることができる。トルコにおいては、幅広い模倣品が入手可能となっており、これにはその需要との相互関係がある。例えば、自国ではあまり模倣品を購入する機会のない旅行者の多くは、「お買い得なショッピングのチャンス逃し」たくなないと考え、トルコ来訪時に模倣品を購入することがある。<sup>19</sup>。

イスタンブールに居住する都市部のトルコ人若年層の消費者を対象に行われた調査<sup>20</sup>によれば、低価格、模倣品ブランドの認知された評判の高さ、ブランド人気および製品の入手可能性の程度が、消費者が模倣品の購入を決める主要な決定要素となっており、最もよく購入されている製品は、衣類、靴、ハンドバッグ、札入れ、財布および旅行かばん、時計、サングラス、アクセサリ、コンピューター消耗品、文具、玩具、香料、電子機器その他であり、それぞれについて、特に有力な製品からほとんど名の知れない製品までが、リストアップされている。

トルコにおける模倣品の市場は、他国と比較してある種の特徴がある。実際、文献によれば、模倣品を二つのカテゴリーに分類している。それは、詐欺的模倣品と、非詐欺的模倣品であり、詐欺的模倣品とは、消費者が、本物ではなく複製品を買わされた事実気づかない場合を指し、非詐欺的模倣品とは、消費者が偽物であることを承知の上で購入する場合を指す。<sup>21</sup> トルコの消費者は、非詐欺的模倣品の購入に走る傾向が強い。ハジェテペ大

---

トルコの貿易および投資リスクレポート 2017年第3四半期版 (Turkey Trade and Investment Risk Report Q3 2017)  
[www.bmiresearch.com](http://www.bmiresearch.com) より

<sup>19</sup> 模倣品ブランド販売の台頭：トルコ消費者の場合 (The rise in the sales of counterfeit brands: The case of Turkish consumers)、Elif Akagun Ergin、アフリカン・ジャーナル・オブ・ビジネス・マネジメント Vo1. 4(10) pp. 2181-2186、2010年8月18日

<sup>20</sup> 模倣品ブランド販売の台頭：トルコ消費者の場合 (The rise in the sales of counterfeit brands: The case of Turkish consumers)、Elif Akagun Ergin、アフリカン・ジャーナル・オブ・ビジネス・マネジメント Vo1. 4(10) pp. 2181-2186、2010年8月18日

<sup>21</sup> 消費者の模倣品購入意図に対し個人の性格が果たす役割：ファッション業界における調査 (The role of individual characteristics on consumers' counterfeit purchasing intentions: Research in fashion industry)、Ceyda Aysuna Turkyilmaz, Aypar Uslu, ジャーナル・オブ・マネジメント、マーケティング・アンド・ロジスティックス, 2014年、Volume: 1, Issue: 3, P. 260 (Bloch など. 1993, Tom など. 1998, Prendergast など. 2002, Hieke 2010 を参照)

学が 2008 年にブランド保護グループ (Brand Protection Group) の協力を得て実施した調査<sup>22</sup>では、購入者の 24%は購入した製品が模倣品であることを知らず、模倣品のうち 70%が近所のバザールや、露店/路上販売者から購入されたものであることを明らかにしている。

フロンティア・エコノミクスが 2011 年 9 月に発行した報告書<sup>23</sup>によれば、トルコの消費者の 58%が模倣品 (非詐欺的) を購入したことがあると回答しており、一方西欧全体ではこの比率は 28%である。また同報告書では、国内で生産され、消費された模倣品および海賊品の金額は 26 億ドルから 52 億ドルに上るとしている。<sup>24</sup>

この見地より、毎年、様々な模倣品の強制捜査が、著名なブランド・バザール (カパルチャルシュ) をはじめ、その他トルコ中の様々な観光センターの同様の観光者向け市場 (例: ボドルム、アンタルヤ、マルマリス、クシャダス<sup>25</sup>、およびニジャンタシュやバクルキョイ<sup>26</sup>など近隣のバザール) を含む有名な市場で行われており、トルコ人の客や観光者<sup>27</sup>がこうした物品を承知の上で購入しているということがしばしば伝えられている。<sup>28</sup>  
<sup>29</sup> 興味深いことに、「スーパーコピー」や「オーダーメイド」の模倣品にも大きな需要が

---

<sup>22</sup> Sahte ve Kaçak Ticari Malların Türkiye Ekonomisi Üzerine Etkileri, Güran M.C, Tosun M.U., Tosun N. Bayar N., Canyaş O., Kaya M., Hacettepe Üniversitesi Araştırma Projesi, ブランド保護グループの協力により、2008 年 2 月、PP 99-100

<sup>23</sup> トルコにおける模倣および海賊行為の経済および社会への影響 (The economic and social impacts of counterfeiting and piracy in Turkey) : 2011 年 9 月、BASCAP (模倣と海賊行為を阻止するための業務上対策)、フロンティア・エコノミクス・リミテッド、ロンドン、P. 10

<sup>24</sup> 同、P. 12

<sup>25</sup> <http://patronlardunyasi.com/haber/James-Bond-Kapalicarsi-da-taklit-avinda/169701>

<sup>26</sup> <http://www.milliyet.com.tr/1000-dolara-taklit-canta--ekonomi-1411871/>

<sup>27</sup> <http://www.thedollsfactory.com/2010/09/sad-world-of-fake-bags-turkey.html>

<sup>28</sup> <http://t24.com.tr/haber/kapalicarsi-artik-kuyumculariyla-degil-cakma-urunleriyle-aniliyor.281855> インタビューに応じた店員の 1 人によれば、顧客の中にアーティスト、サッカー選手、上級役員など、多くの有名人も含まれているという。

<sup>29</sup> <https://www.haberler.com/turizm-merkezleri-taklit-urun-cenneti-oldu-4685097-haberi/>

ある。<sup>30</sup> また、他の模倣品よりも品質のよい模倣品と、「模倣品の模倣品」と呼ばれる製品との格差についてまでも、一般的な認識が広がっている。

我々の経験上、労働者および素材の質の高さから、繊維、宝石および皮革製品に対する模倣品の需要が他のセクターよりも高いことがわかっている。

### c) 模倣品の輸入

トルコは模倣品の製造活動において重要なハブとなっているが、模倣品市場はこうした物品の輸入により発生し、その大きな影響を受けている。

以下の表は、税関当局から入手した統計に基づき作成されたもので、2009年から2014年の間に、税関で差し押さえられた全ての物品について、様々な分類ごとの比率を示したものである。

年	2009	2010	2011	2012	2013	2014
石油	7.16%	6.91%	11.73%	19.92%	18.01%	9.83%
車両	11.23%	22.48%	14.11%	9.27%	29.06%	22.27%
その他	26.51%	17.37%	23.96%	13.69%	4.37%	7.29%
電子機器	3.10%	7.54%	16.16%	18.54%	21.74%	45.09%
食料品	11.10%	11.76%	13.00%	11.36%	14.79%	1.08%
化学薬品	0.13%	0.13%	2.49%	0.50%	0.23%	5.97%
機械・部品	5.64%	8.43%	2.89%	3.51%	0.92%	0.79%
繊維	28.30%	17.65%	5.15%	11.74%	4.95%	2.89%
医療	2.48%	2.12%	3.00%	1.02%	1.35%	0.53%
アルコール類 ／たばこ	3.58%	5.29%	6.80%	9.24%	3.68%	4.10%
農産物	0.77%	0.34%	0.72%	1.21%	0.88%	0.16%
合計	100%	100%	100%	100%	100%	100%

<sup>30</sup> <http://www.milliyet.com.tr/sosyeteve--parola--ile-taklit-canta/ekonomi/haberdetayarsiv/27.10.2005/132593/default.htm>

一部の買い手と売り手の間では合言葉を使用したり、裏部屋や秘密の倉庫で模倣品を売買したりしていたと報告されている。

出典: 21. *Yüzyılın Sorunu Kaçak, Taklit ve Sahte Ürünlerin Ticareti*, Doç. Dr. Ümit İzmen, *Marka Koruma Grubu*  
かばん、靴や繊維製品などの製品はトルコで生産されているものの、模倣品で質の良いものは稀であり、必要な技術的ノウハウは、中国をはじめとするアジア諸国などから輸入されている。<sup>31</sup>

フロンティア・エコノミクスが2011年の報告書で示した以下の表も、トルコに輸入される模倣品と国内で生産・消費される模倣品の比較、およびトルコでのデジタル海賊行為の金額を示す上で有用である<sup>32</sup>：

	単位：億ドル（概算）
トルコへの模倣品輸入額	35 ～ 44
国内で生産・消費される模倣品および海賊品	26 ～ 52
デジタル海賊行為	4 ～ 10
合計	65 ～ 106

出典：フロンティア・エコノミクス

**d) オンライン模倣行為、オンライン市場及びオンライン・チャンネル、および小規模出荷**  
オンライン・プラットフォーム、市場、e コマース、電子取引、オンライン・ショッピング・ウェブサイトは、トルコの流通業者や販売者への模倣品の供給、および最終消費者への模倣品の提供の両面で、重要な役割を果たしている。トルコは世界でも特にインターネット利用者が多い国の1つであるため、模倣行為におけるオンライン・プラットフォームの影響力は拡大している。

2017 欧州連合における模倣行為および海賊行為に関する状況報告書 (2017 *Situation report on counterfeiting and piracy in the European Union*) では、以下のように報告されている：「模倣品のオンライン市場での流通は、ますます増加している。インターネットで販売されている製品は、通常は小さな小包で郵便や宅配便によって配送され、顧客に直接届けられる

<sup>31</sup> 前掲書、21. *Yüzyılın Sorunu Kaçak, Taklit ve Sahte Ürünlerin Ticareti*, p.39

<sup>32</sup> 前掲書、トルコにおける模倣および海賊行為の経済および社会への影響 (*The economic and social impacts of counterfeiting and piracy in Turkey*)、p. 15

ことも多く、また知的財産権（IPR）犯罪においてテクノロジーが果たす役割の高まりも顕著になっている」

フェイスブック、インスタグラムおよびツイッターのようなソーシャル・メディア・プラットフォームが、模倣業者が潜在的な顧客に接触する手段として活用されている。

### **(3) 世界の模倣品流通においてトルコが果たす役割**

東欧と中東の間に位置するトルコの地理的な立地が、模倣品の中継地点としての選択を促す要因となっている。特にこの立地によって、トルコの輸出業者は、海上コンテナ、空輸や郵送などの世界で一般的な輸送方法に加え、模倣品を陸路で輸出することが容易になっている。

トルコには、陸路から南東欧州諸国経由で EU に輸出される模倣品の重要な中継点が存在する。

トルコは、トルコ国内の物品、つまりトルコ税関域内の物品の保護を、通過輸送体制の対象となる物品または自由貿易圏で取引される物品にまで拡大することにより、知的財産権を保護する法律を制定した。

### 3. トルコの知的財産法（新規）、規則および条約の概要

この節では、模倣防止の分野で広く適用されている、トルコの知的財産関連で最も関係の深い法規のみを取り上げる。

#### (1) 成文法

##### a) 工業所有権法 第 6769 号 (知的財産法)

トルコは、新たなトルコ工業所有権法 第 6769 号（「知的財産法」）を採択し、従来の特許・実用新案、商標・サービスマーク、工業意匠、および地理的表示に関する法令を廃止し、これに置き換えることとした。新たな知的財産法には、トルコ特許商標庁の内部組織および職能組織に関する規定も含まれているため、この法律は、知的財産事情に関わる立法、行政および職能的な要素に影響するという意味で、トルコの知的財産事情に大幅な変化をもたらすだろう。新たな知的財産法は、2016 年 12 月 22 日にトルコ議会によって可決され、2017 年 1 月 10 日に発効した。

新知的財産法は、以下のレベルで幅広い影響を及ぼす。

- **立法レベル**： 知的財産権（「IPR」または「知的財産権」）の法律につき、以下に関連する影響：
  - 制定／施行
  - 維持管理
  - 執行
- **行政レベル**： 従来はトルコ特許庁と呼ばれていたトルコ特許商標庁（「TPTO」または「特許商標庁」）の行政体制の変更および機能の変更に伴う影響
- **職能レベル**： 特許商標弁護士の組織および業務執行に関連する新規ルールによる影響（特に規律的な観点から）
- **司法レベル**

さらに、IPR に関連する法律により、不使用を理由とする商標登録の取り消しなど、「司法的」な性質を持つ権限が TPTO に付与される。

IPR に関し、新知的財産法は、以下を目指している。

- 議会の決定によって廃止された以下の法令の置き換え：

- 特許・実用新案 – 法令第 551 号
- 意匠 – 法令第 554 号
- 商標 – 法令第 556 号
- 地理的表示 – 法令第 555 号
- **さらなる整合化：**
  - 商標に関する EU 法制との整合：
    - 共同体商標に関する EU 規則 No. 2015/2424
    - 商標に関する加盟各国の法の接近のための EU 指令 No. 2015/2436
  - 意匠に関する EU 法制との整合：
    - ・ 共同体意匠に関する 2001 年 12 月 12 日の理事会規則 (EC) No. 6/2002
    - ・ 意匠の法的保護に関する 1998 年 10 月の欧州議会および理事会による指令 No. 98/71/EC
  - トルコが調印国となっている国際条約との整合
- **登録までの時間を短縮することを視野に入れた、起訴の簡素化および加速**
- **保護および無効化の手段と要件に関する構造的変化**

知的財産法制に関し、知的財産法は廃止された各法令の規定を基本として取り入れ作成されている。

#### **b) 知的創作物および芸術作品の保護に関する法令 第 5846 号 (著作権法)**

著作権法第 5846 号は、著作権および著作隣接権を規定している。著作権法は、著作物を創作する著作者、著作物を実演または解釈する実演家、レコード製作者および放送団体の著作者人格権ならびに財務的権利、権利、司法的救済および制裁の利用と手続き、ならびに文化観光省の義務および責任について規定している。この法律では、著作物の分類 (第 2 条～第 6 条)、著作物の創作者、著作者の人格権および財務的権利ならびに、著作者の権利に対する制限 (第 8 条～第 47 条)、著作者の財務的権利の譲渡に関する契約 (第 48 条～第 65 条)、著作者の人格権および財務的権利の侵害の場合の法理学および罰則の事例 (第 66 条～第 79 条)、著作隣接権、および知的財産権に対する侵害の防止 (第 80 条～第 82 条) について規制している。

**c) インターネットにおける出版物の規制、およびそのような出版を介した犯罪への対策に関する法令 第 5651 号**

法令第 5651 号は、インターネット経由の放送の規制に関する一般的小よび具体的な規定を示しており、また、知的財産権を侵害するインターネット上の放送または出版物に適用される規則も規定している。

**d) トルコ商法 第 6102 号**

トルコ商法の第 54 条～第 63 条で定められた不正競争に関する規定は、特に関連法の下で特定の知的財産権に対して付与された保護による侵害状態の治癒ができない状況における知的財産権の保護に寄与する。そのような状況には、競合者に対し、または顧客と供給者の関係に対し影響を及ぼすあらゆる誤解を招く行為または商業慣行や、善意の原則に反する行為または商業慣行を含む。トルコ商法の下における不正競争に関する規定の適用を受けるためには、侵害行為がトルコ国内で発生することが条件となる。

**(2) 規制**

各成文法の下でグループ化された以下の規制は、3.(1)項で引用したトルコ知的財産法を構成する主要な法律を確実に実施するために制定されている。

**a) 知的財産法第 6769 号および著作権法第 5846 号を実施するための規則**

- 知的財産法第 6769 号の実施に関する規則
- 知的著作物および芸術作品の記録および登録に関する規則
- バンデロール・システム（ラベル・ステッカーなどによって正規品を示す制度）導入の手順および原則に関する規則
- 知的著作物および芸術作品が含まれた制作物の録音、複製、販売、および頒布を行う企業の認証に関する手続きおよび原則に関する規則
- 知的著作物および芸術作品を収載する部材ならびにそれらの著作物を複製するために使用される技術的装置のコストによる控除の利用に関する手続きおよび原則に関する規則
- 知的著作物および芸術作品の著作者によって発行される許可証明書に関する規則
- 知的財産権の共通データベースに関する規則

- 著作物、実演、製作物および放送／出版物の使用および／または送信に関する手順および原則に関する規則
- 知的著作物および芸術作品のマーキングに関する規則
- 公的当局および公共機関によって支払われる著作権料および手数料に関する規則
- 著作隣接権に関する規則
- 複製された知的著作物および芸術作品の回収に関する規則

#### b) その他の規則および規定

上記に示した最も関係の深い規則以外にも、様々な成文法や国際条約／多国間法律文書の執行のために発行されている多くの規則に、知的財産法に関連する規定が含まれている。

さらに、こうした成文法から派生する規定の相当数が、必要性の発生に応じてトルコ特許商標庁やその他の政府機関から発行された回報、コミュニケ、指導、ガイドラインなど、その他の公式な行政文書で構成されている。

### (3) 国際条約

トルコ憲法第 90 条第 V 項に従い、所定の国際法は、成文法によって署名・批准されることによって、法としての効力を持つ。この点はトルコの原則においてさらに詳細な記述があり、トルコが遵守する国際合意の下の規定は、その合憲性について憲法裁判所で争うことができないため、それらは成文法よりも効力が若干強い法的文書である、とされている。

世界知的所有権機関（WIPO）が管理する、国際知的財産法の分野における国際条約、協定、協約および議定書の一覧を以下に示す。

条約／協定／協約／議定書／法令	トルコの加盟日／トルコにおける発効日
WIPO 世界知的所有権機関を設立する条約	1976 年 2 月 12 日
知的財産権の保護に関するパリ条約	1925 年 8 月 6 日

文学および芸術作品の保護に関するベルヌ条約	1951年10月27日
特許協力条約	1995年10月1日
虚偽のまたは誤認を生じさせる原産地表示の防止に関するマドリッド協定	1930年7月9日
標章の国際登録に関するマドリッド協定の議定書 (マドリッド議定書)	1998年10月1日
意匠の国際登録に関するハーグ協定	2004年10月1日
標章の登録のため商品およびサービスの国際分類に関するニース協定	1995年10月1日
実演家、レコード製作者および放送機関の保護に関する国際条約	2004年1月8日
意匠の国際分類を定めるロカルノ協定	1998年8月31日
国際特許分類に関するストラスブール協定	1995年10月1日
標章の図形要素の国際分類を設定するウィーン協定	1995年10月1日
特許手続上の微生物の寄託の国際承認に関するブダペスト条約	1998年11月30日
商標法条約	2005年1月1日
著作権に関する世界知的所有権機関条約	2008年8月28日
実演およびレコードに関する世界知的所有権機関条約	2008年8月28日

さらに、トルコは以下の表に示す、最も関連の深い知的財産関連の多国間法律文書の当事者となっている。

多国間法律文書	主管団体／事務局	発効日
公衆衛生に脅威を及ぼす医療品の偽造および同様の犯罪に関する欧州評議会条約	欧州評議会	2018年1月1日
サイバー犯罪に関する条約	欧州評議会	2015年1月1日
国際物品売買契約に関する国際連合条約	国際連合国際商取引委員会 (UNCITRAL)	2011年8月1日
無形文化遺産の保護に関する条約	国際連合教育科学文化機関 (UNESCO)	2006年6月27日
物品の国境管理の整合化に関する国際条約	国際連合欧州経済委員会 (UNECE)	2006年6月21日
経済的、社会的および文化的権利に関する国際規約	国際連合	2003年12月23日
知的所有権の貿易関連の側面に関する協定 (TRIPS 協定)	世界貿易機関 (WTO)	1995年3月26日
植物の新品種の保護に関する国際条約 (UPOV 条約)	植物新品種保護国際同盟 (UPOV)	2007年11月18日

## 4. トルコにおける知的財産保護に関連する政府機関

### (1) トルコ特許商標庁

トルコ特許商標庁（以前は「トルコ特許庁」と呼ばれていた）は、科学産業技術省の下で活動する法人組織である。トルコ特許商標庁（「TPTO」）は1994年6月24日に「トルコ特許商標庁の設立および機能」に関する法令第544号に従い設立された。

行政上および財政上の自律性を有する TPTO は、知的財産権の管理に関する唯一の政府機関である。設立以来、TPTO はトルコ国内における商標、特許、実用新案、意匠、地理的表示、伝統的製品名、集積回路の回路配置の登録、およびその実施について、独占的な権限を有している。

2017年1月10日に施行された工業所有権法第6769号（「知的財産法」）は、商標、地理的表示、伝統的製品名、意匠、特許および実用新案に関連する権利を1つの法律に統合することを目的として作成された。

これに従い、トルコの知的財産制度の発展と継続性のため、TPTO は以下を実施する。

- 知的財産権に関する各規制の下の規定に従い申請の受理および登録を行い、知的財産権を保護するための手続きを実行する。
- 管轄裁判所において、専門家としてライセンス取引の実施における仲裁者としての役目を果たす。
- 実施許諾契約および譲渡取引の登録を行う。
- 発明利用の監視、技術移転に関する手引きおよび新技術の評価に必要な手続きを実施する。
- 登録された知的財産権のアーカイブを管理する。
- 国際機関と協力する。
- 国際機関に対し、トルコを代表して対応する。
- 知的財産権に関する国際協定の作成に貢献する。

- 収集された公共の利益に資するデータおよび情報を提出するため、技術研究開発の領域で活動している機関や団体との協力を努める。
- 知的財産権に関連する様々な出版物を発行し、トルコ工業所有権官報（Turkish Industrial Property Gazette）を定期発行する。
- 知的財産権に関する手引きおよび情報を提供する。

## (2) 著作権総局および検査委員会

### a) 著作権総局

文化観光省の下で活動する著作権総局は、著作権および関連する権利の分野で行政手続きを実行する中央執行機関である。

同総局の主要な目的は、効果的で、幅広く認知され、かつ社会的に受け入れられる著作権制度を確保し、著作権対象の著作物に対する貢献度を高めることである。さらに、同総局は、適用法および適用規制（知的創作物および芸術作品の保護に関する法令 第 5846 号、複製された知的著作物および芸術作品の編集に関する法令第 6279 号、映画の評価、分類および宣伝に関する法令第 5224 号、およびトルコが当事者となっている国際条約）の実行において効果的な役割を果たしている。

責任範囲という意味においては、同総局は著作権および関連する権利の分野で一般的に発生しうるあらゆる問題に対処しており、トルコの代表として管轄国際団体に対応している。さらに、著作権登録に関する制度運用の監督、ユーザーおよび公共の権利の保護、および知的財産権と工業所有権のバランスをとるための支援を行い、これらを通して創造性と文化の推進に貢献している。

著作権総局は、著作権所有者からの申請に基づき、著作権対象作品の任意登録を処理する権限、強制的な登録およびバンデロール申請を実施する権限、生産者に対して認定証を発行する権限、および作品の書き込みまたは複製のための物品の製造、および／またはそれらの物品の書き込み、複製または販売を行う自然人または法人に対して認定証を発行する権限を付与されている。

#### **b) 検査委員会および執行**

検査委員会は、県知事の下で活動する機関であり、上記で言及した認定証および登録に関連し、著作権を執行する権限を付与されている。

#### **(3) NIC. TR ドメイン名管理局**

NIC.TR ドメイン名管理局は、中東工科大学の組織内にある機関である。同局は、「.tr」のカントリーコード・トップレベル・ドメインの登録および管理を行っている。

NIC.TR ドメイン名管理局は、1991 年以来、中東工科大学のコンピューター・センターを経由して「.tr」カントリーコードのドメイン名を登録している。中東工科大学のコンピューター・センターは、トルコにおいて、まさに初めてのインターネット接続をもたらしたセンターである。

「.tr」ドメイン名の登録に関する方針と手続きは、1991 年から 1998 年にかけて中東工科大学のコンピューター・センターによって構築および実施された。しかし、1998 年以降は、作業負荷の増大に伴い、NIC .TR ドメイン名管理局が中東工科大学の個別の部門として運営している。

DNS ワーキンググループは、2000 年に運輸省海事通信省によって設立され、インターネット委員会の権威の下で機能し、NIC .TR ドメイン名管理局に対して、立法、行政および司法的権限を持つ部門として活動するため、各セクターを代表する 11 の企業メンバーで構成されている。こうした背景により、DNS ワーキンググループが方針、規則および手続きの決定によって立法的権限を発揮し、その一方で中東工科大学が登録を実施している。

#### **(4) トルコ共和国食料農業畜産省・植物生産総局 (BUGEM)**

BUGEM は、2011 年に農業資源と生態学的資源の持続可能な活用の実現、農村地域における生活水準の向上、およびトルコ国内や国際市場で求められる安全な食品や高品質の農産物の提供を目的として設立された。

農業インフラを開発するため、BUGEM は、トルコ国内または海外で実施された技術試験結果に基づき育成者権（PBR）申請を受理および許諾する権限、および許諾後の手続き（年賦金を除く）に関する権限を付与されている。

#### (5) 品種登録および種子検定センター（VRSCC）

トルコにおける公式な種子検定活動は、1950 年代前半にアンカラ大学の農学部で始められた。その後まもなく、1959 年に農業省の中に「種子管理および検定機関（Seed Control and Certification

Institute）」の名称で、実際に研究所として機能する別個の組織が設置された。この機関は、1986 年に「地域品種試験局（Regional Variety Testing Directorate）」と統合された。新たに統合された機関は、「種子登録および検定センター（Seed Registration and Certification Center）」と命名され、1987 年以降、農業農村省（Ministry of Agriculture and Rural Affairs）の内部で正式に機能している。

VRSCC は、1963 年から 国際種子検定協会（ISTA）の会員となっている。VRSCC は、2000 年に TS-ISO-9002 の認証を取得しており、2001 年 1 月 29 日に ISO/IEC 17025 および ISO ガイド 25 に従い ISTA の認定を受けている。VRSCC は、ISTA、OECD やその他の国際機関の会員であることに加え、1987 年 11 月 18 日に UPOV の会員となった。

同センターは、トルコにおける技術試験プロセスの実施、PBR およびナショナルリスト（NLI）申請に関連する技術試験の結果の発行、およびその結果の BUGEM への通知、ならびに PBR 登録の年賦金に関連する手続きに関する公的な責任を負っている。

## 5. トルコにおける知的財産保護に関する司法制度および裁判所

立憲民主主義国として、トルコは権力分立の原則を採用している。政府の構造には、三つの主要な機能として、立法、行政および司法が含まれている。

これらの機能は、1982年トルコ憲法の第7条、第8条および第9条に定義されている。トルコ憲法第9条によれば、司法権は、トルコ国家に代わって独立した裁判所が行使することになっている。この点において、憲法ではトルコ裁判制度における上級裁判所のみが指定されている。これらの裁判所およびその責任を以下に示す。

- 憲法裁判所は、手続きと原則の両面について、法律、法令およびトルコ大国民議会の手続規則の合憲性を審査する。同裁判所は、憲法の改正についても審査することができるが、こうした改正は手続きに則って審査を行う必要がある。
- 最高裁判所は、民事裁判権と刑事裁判権を含む通常司法の上級裁判所である。同裁判所は、民事裁判所と刑事裁判所が下した判決を審査する任務を負っている。
- 国家評議会は、行政司法の上級裁判所であり、税務・行政裁判所が下した判決の審査を担っている。同評議会は、第一級裁判所として位置づけられており、行政規則が法律に準拠しているかどうかを審査する権限を有している。
- 管轄紛議裁判所は、司法裁判所および行政裁判所間の管轄および司法に関する紛争を解決する任務を負っている。
- 裁判官・検察官最高評議会は、司法制度の行政機関である。同評議会は、裁判官と検察官の任命を担い、および前述した内容に関連する懲罰事項を取り扱う。
- 会計監査院は、政府の収入、支出および財産の監査を担う監査機関である。

これらの裁判所は、全てトルコの首都であるアンカラに所在している。

これらの上級裁判所のうち、憲法裁判所の憲法審査の下、トルコの司法制度は通常司法と行政司法の二つの主要な機関に分割されている。

通常司法に関連する紛争は、主に個人間の紛争であり、こうした紛争は最高裁判所およびその司法管轄における裁判所によって取り扱われる。

行政司法は、主に行政機関と個人の間の紛争を対象とし、これらは国家評議会およびその司法管轄における裁判所によって取り扱われる。

## (1) 憲法裁判所

憲法裁判所は、学者、権利擁護者、裁判官および検察官から選出された 15 名のメンバーで構成され、それぞれの専門分野において最低 12 年以上の経験を有し、45 歳以上であることが条件となっている。

メンバーの任期は 12 年間で、2 期目の選出は不可となっている。

同裁判所の任務は 1982 年憲法の第 148 条に明記されている。その任務は以下のとおりである。

- 法律、法令およびトルコ大国民議会の手続規則について、手続上および原則的な合憲性を審査する。
- 個人の憲法上の権利が侵害されているか否かを判定するため、個々の申請を審査する。
- 大統領、大国民議会の議長、内閣の閣僚、憲法裁判所、最高裁判所および国家評議会の裁判官および裁判長、検察官、ならびにその他の上級政府官僚および司法官僚について、それぞれの地位に関連する犯罪に関する審査を行う。

同裁判所は、法律または法令が違憲であると判明した場合、それらを破棄することができる。破棄の決定は、官報に公布された日に効力を発行する。同裁判所は、破棄決定によって生じる法律上の空白を埋めるための時間的猶予を立法機関（つまり、トルコ大国民議会）に与えるため、その日付を決定の公布以降の日に設定することも可能となっている。

破棄決定が効力を発行すれば、その時点から全ての政府機関によって執行されなければならない。これは、その決定が継続中の訴訟にも効力を発することを意味する。

## (2) 最高裁判所および通常司法

トルコの通常司法制度は、2016年に訴訟法の「法律上の救済」を導入することによって、三審裁判制度に進化した。三審裁判制度の概略図を以下に示す。



上記のとおり、通常司法は民事部門と刑事部門の二つの部門に分割されている。

紛争はまず最初に、トルコのほぼ全ての県およびその郡に所在する地方裁判所に持ち込まれる。その後、地方裁判所の判決は、広域地方控訴裁判所に控訴することができる。

控訴された場合、地方裁判所の判決は、広域地方裁判所の院の1つから選任される3名の裁判官で構成されるパネルによって審査される。院は、紛争問題を審理し、さらなる調査を命じる場合がある。調査の終了後、控訴院は、判決を支持し控訴を棄却するか、または、その事案に関する第一級裁判所の判決および裁定自体を変更する。

最後に、広域地方裁判所の決定は、最高裁判所に上訴することができる。最高裁判所は、控訴裁判所と異なり、紛争事案の審理は行わず、地方裁判所が法律を正しく適用したかどうかのみを審理する。判決が最高裁判所によって承認されると、それが最終判決となり、それ以上の上訴はできない。

#### a) 地方民事裁判所

地方民事裁判所は、トルコ通常司法の民事部門の第一級裁判所である。全ての民事紛争はこの裁判所に持ち込まれる。民事裁判所には、一般裁判所と専門裁判所の2種類がある。

一般管轄の民事裁判所	専門管轄の民事裁判所
第一審民事裁判所 調停裁判所	労働裁判所 商事裁判所 家庭裁判所 海事裁判所 地籍裁判所 知的財産民事裁判所 民事執行／回収裁判所 消費者裁判所

専門裁判所の司法管轄に関連しない紛争は、全て一般管轄裁判所によって処理される。さらに、特定の司法管轄について、その県に専門裁判所が存在しない場合、その事案はやはり一般裁判所によって処理される。

これらの裁判所における主要な手続きは、主に次の四つの段階で構成される：申立てのやり取り、予備尋問、本案の評価、および口頭弁論である。

申立ての交換：紛争が第一審民事裁判所に持ち込まれると、同裁判所から被告に対して訴状を送達する。訴状を受領後、被告は通知から2週間以内に回答を提出しなければならない。被告による回答後、両当事者はもう一往復の申立てのやり取りを裁判所に提出する必要がある。

予備尋問： 申立てのやり取りの終了後、同裁判所は予備尋問段階に進む。この段階では、裁判官は、手続上の要件が両当事者によって満たされているか否かを審査し、紛争の主題を特定する。

本案の評価： この段階では紛争事案の審査が開始される。主題によっては、裁判所は専門家による証拠の審査、または証人による証言の聴取を行う場合がある。

最終口頭弁論： 尋問段階の後、事案が十分に審理され、手元にある情報が当該事案の判決を下すのに十分であると裁判官が判断した場合、裁判官は尋問段階を終了し、両当事者による最終弁論を聴取する。口頭弁論の後、裁判所は第一審レベルで当該事案の判決を下す。

判決が下された後、後述するように、当事者は広域地方控訴裁判所に控訴を、さらに次の段階で最高裁判所に上訴を申請することができる。

#### **専門知的財産民事裁判所の焦点（第一審レベル）**

民事部門の専門裁判所の1つに知的財産民事裁判所がある。この裁判所は、あらゆる知的財産関連事案の処理を担っている。現在、トルコには10カ所の知的財産民事裁判所が存在する。うち、5カ所はイスタンブールの異なる三つの郡に所在し、4カ所がアンカラ、1カ所がイズミルに所在する。

これらの裁判所には、他の民事裁判所と同様の手続きが適用となるが、所属する裁判官は知的財産問題を専門としている。これによって、知的財産事案に関連する訴訟について、より正確な判決と手続きの迅速化が可能になる。

前述のとおり、郡または県に専門裁判所が存在しない事案については、第一審民事裁判所で処理される。このことから、知的財産裁判所が存在しない司法管轄においては、各司法管轄における第一審の第三級民事裁判所（当該司法管轄に第三級裁判所がない場合は、第一級裁判所）が知的財産事案を取り扱う。

この点において、それらの裁判所も、知的財産関連の訴訟を定常的に取り扱っているため、知的財産規制には精通している。

#### b) 地方刑事裁判所および検察官

刑事裁判所は、刑事事件を審理する。民事裁判所と同様に、刑事裁判所にも二つの種類があり、その判決は、広域地方裁判所に控訴することができる。

一般管轄の刑事裁判所	専門管轄の刑事裁判所
第一審刑事裁判所	少年刑事裁判所 t
第一審刑事上級裁判所	少年上級刑事裁判所 t
治安裁判所	知的財産刑事裁判所
	刑事執行／回収裁判所

専門裁判所の司法管轄に関連しない紛争は、全て一般裁判所によって処理される。さらに、特定の司法管轄について、県に専門裁判所が存在しない場合、その事案はやはり一般裁判所によって処理される。

ただし、民事訴訟とは異なり、個人が事案を直接刑事裁判所に告訴することはできない。

トルコ刑法では、犯罪には2種類ある。1つは職権によって捜査されるものであり、もう1つは被害者による正式な告訴に基づき捜査されるものである。例えば、公共の秩序を乱す犯罪（殺人、臓器売買、拷問など）は職権によって捜査される。これに対し、名誉棄損や商標侵害などは、被害者からの告訴に基づいて捜査が行われる。

検察官が、職権による捜査の対象となる犯罪について通知を受けた場合、または正式な告訴が申請された場合、検察官は警察の協力の下で捜査を開始することが可能となり、証拠を収集する。捜査の終了にあたり、犯罪の十分な証拠が得られたと検察官が判断すると、検察官は起訴状案を作成し、管轄地方刑事裁判所に提出する。刑事裁判所は、起訴状を受理または棄却する裁量を有する。起訴状案が受理された場合、刑事裁判所は訴訟手続きを開始する。裁判所は証拠を審査し、必要と判断すれば、さらなる捜査や、事案の特定の側

面について専門家による調査を命令することができる。刑事裁判所は、検察官立会いの下で訴訟手続きを継続する。原告も訴訟に参加する権利を有する。

これと逆のケースでは、検察官が不起訴の判断を示し、訴訟を棄却する。検察官による不起訴の判断に対しては、第一審刑事上級裁判所に異議を申し立てることができる。

治安裁判所は、一般管轄の刑事裁判所ではあるが、刑事訴訟を扱うわけではないということに留意しなければならない。治安裁判所の主な任務は、捜査中の検察官の行為に関する規範を審査することだ。例えば、検察官が証拠を押収するために強制捜索をしようとする場合、まず治安裁判所にその要請を提出しなければならない。治安裁判所は訴訟および強制捜索の理由を精査し、その行為の必要性を判定する。

刑事訴訟手続きの後、刑事裁判所は判決を下す。その判決は控訴の対象となる。

#### **専門知的財産刑事裁判所の重点（第一審レベル）**

民事部門と同様に、刑事部門にも知的財産関連犯罪を取り扱う専門の知的財産裁判所が存在する。現在、トルコには9カ所の知的財産刑事裁判所が存在し、うち7カ所はイスタンブールに、2カ所はイズミルに所在している。

これらの裁判所には、他の刑事裁判所と同様の手続きが適用となるが、これら所属する裁判官は知的財産問題を専門としている。これによって、知的財産事案に関連する訴訟について、より正確な判決と手続きの迅速化が可能になる。

#### **c) 広域地方控訴裁判所**

広域地方控訴裁判所は、トルコの司法制度における第二級裁判所である。これらの裁判所は、複数の民事院および刑事院で構成され、控訴された第一審の判決を審査することを役割としている。現在、9カ所の広域地方控訴裁判所が存在し、それぞれイスタンブール、アンカラ、イズミル、ブルサ、アンタルヤ、アダナ、ガズィアンテプ、サムスンおよびエルズルムに所在している。

各広域地方控訴裁判所の間には役割分担が存在する。この役割分担は、裁判所の第一審における専門性と類似しており、各院における専門性を確保することを目的としている。ま

た、分担は、裁判官の専門性を考慮して行われている。例えば、イスタンブール広域地方控訴裁判所の第十六民事院は、第一審のうち全ての知的財産関連の判決を扱っており、第十六民事院の裁判官5名のうち2名は、知的財産裁判所の元裁判官である。

広域地方裁判所における手続きは、第一審と類似しており、唯一の違いは申立てのやり取りが、各当事者からの一度だけに限られることだ。各院は追加情報の要求、専門家による調査または証人の再聴取を行う権限を有するが、記録に根本的な誤りや相違がない限り、通常は第一審の事実認定に基づいて判断を下す。

#### **d) 最高裁判所**

最高裁判所は、首都アンカラに所在し、通常司法における最終上訴機関である。広域地方裁判所と同様に、最高裁判所も民事院と刑事院で構成されている。

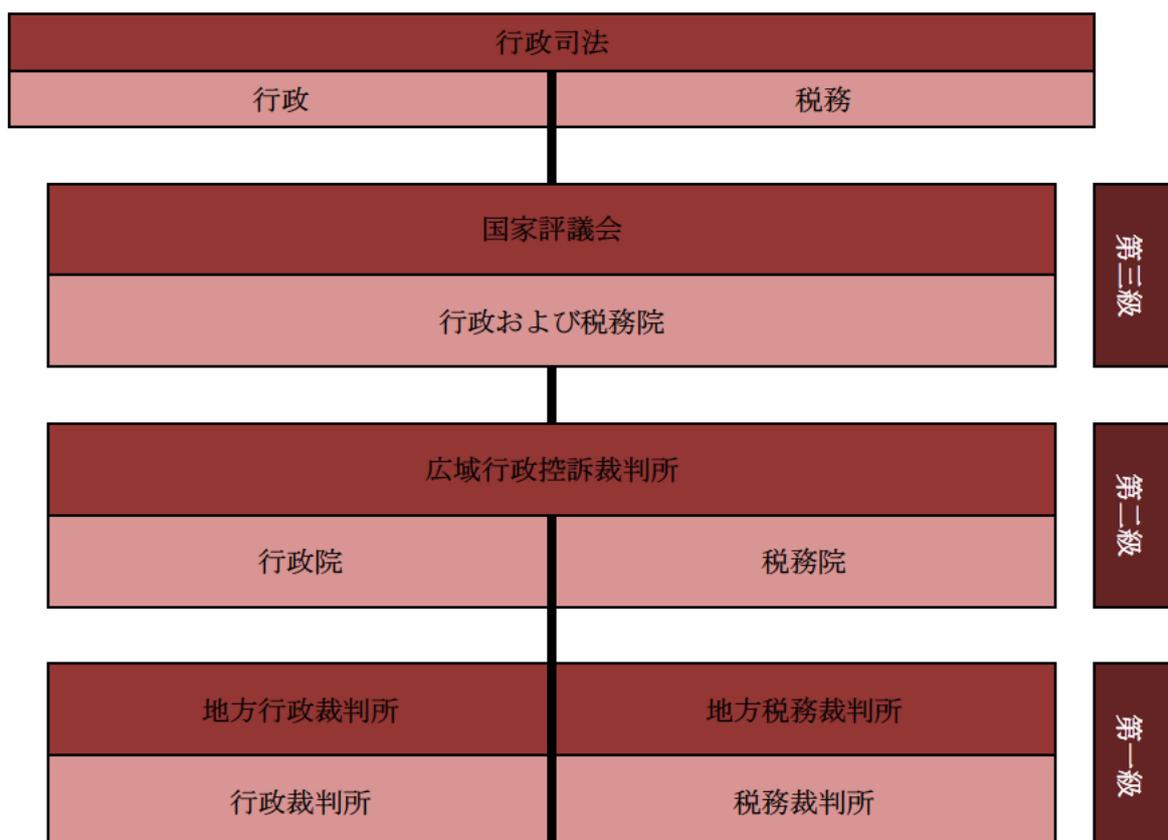
最高裁判所にも、広域地方裁判所と同様の役割分担が導入されている。これに関連し、第十一民事院と第七刑事院は、知的財産訴訟の審理を担当している。

最高裁判所における訴訟手続きは、第一審・第二審とは異なる。訴訟においては、一方当事者が広域地方裁判所の判決に対する上訴を申請した後、他方当事者がそれに対する回答を提示する。管轄院は、記録にある書類の審査を行う権限しか与えられておらず、それ以上の審問はできない。この点において、最高裁判所の任務は、下位裁判所の審理において法律が適切に反映されたかどうかを審査することである。

また、最高裁判所は、独自に異なる判決を下すことはできないことになっている。最高裁判所は、下位裁判所の判決を承認するか、否決することしかできない。承認された場合、その判決が最終判決となる。否決された場合は、最高裁判所が否決の理由を明記した判決とともに、訴訟を下位裁判所に差し戻すことになる。

### **(3) 国家評議会および行政司法**

トルコの行政司法制度は、2016年に訴訟法における「法律上の救済」の導入により三審制に進化した。この三審制の概略図を以下に示す。



上記のように、行政司法は行政と税務の二つの部門に分割されている。

行政部門は、個人と公的機関の間の問題を取り扱う。ある公的機関による決定が個人に影響を及ぼすもので、その決定が法の要件を遵守していないと個人が考えた場合、その個人は行政裁判所に決定の取り消しを要請することができる。

税務部門は、個人による税務紛争を取り扱う。個人は、税務署による決定の取り消しを申請することができる。

紛争は、まずトルコのほとんど全ての県およびその郡に存在する地方裁判所に申請される。地方裁判所の判決は、その後広域地方控訴裁判所に控訴することができる。

控訴された場合、地方裁判所の判決は、広域地方裁判所の院の1つから選任される3名の裁判官で構成されるパネルによって審査される。院は、紛争問題を審理し、さらなる調査

を命じる場合がある。調査の終了後、控訴院は、判決を支持し控訴を棄却する場合と、その事案に関する第一級裁判所の判決および裁定自体を変更する場合がある。

最後に、広域地方裁判所の決定は、国家評議会に上訴することができる。国家評議会は、控訴裁判所と異なり、紛争事案の審理は行わず、地方裁判所が法律を正しく適用したかどうかのみを審理する。判決が国家評議会によって承認されると、それが最終判決となり、それ以上の上訴はできない。

### **第一級裁判所としての国家評議会**

行政司法の最終法的救済であることに加え、国家評議会は行政規則の取り消し訴訟の全てに関する第一審裁判所としても機能する。行政規則の違法性に関する訴訟は、国家評議会に直接提出される。

さらに、国家評議会は行政府に対する諮問機関としての役割も果たす。各省は、国家評議会から制定する行政法に対する助言を受けることができる。

## 6. 知的財産侵害に対する法律上の救済の概要

トルコにおける知的財産侵害に対する法律上の救済には、行政上の救済（つまり、税関当局、各省、司法的な職務ではなく行政的な職務における警察など、行政機関に対して求められる救済）および司法上の救済（裁判所から命令された場合にのみ実行され、裁判所に請求を行う必要がある救済）がある。

### (1) 行政上の救済

本文書中に、知的財産の税関取り締まりおよび知的財産の警察取り締まりに関する2つの詳細な項目を設けており、それらの項において、これらの行政機関によって提供される救済の概要を説明する。

知的財産の税関取り締まりに関する項では、税関で差し止め命令、知的財産権登録システムの対象となる模倣品、および差し止め命令の手続きについて詳細に説明している。特筆すべきこととして、正確に言えば、裁判所が差し止め命令によって、令状に記載された必要な措置を取るよう税関当局に命じている場合、税関当局は司法上の救済に関する実施機関にもなりうる。その一方で、税関当局には裁判所の判決によらず、権利所有者の要請に応じて行動する権利が付与されている。この場合、例えば、模倣品の差押えは行政措置の領域に含まれる。

第7節では、差し止め命令の対象となる模倣品、税関での知的財産権の登録システム、差し止め手続き、押収、情報交換、税関による水際対策の実際の運用、ならびに代表的な成功事例と失敗事例およびそれらによって導かれる提言などを含め、これらの救済に関する詳細な分析を説明している。

知的財産の警察取り締まりに関しても、やはり、警察当局には二つの任務がある。一つは防止および公共の秩序の保護のために行動する権限の範囲内で、行政法によって命じられるものであり、もう一つは裁判所、裁判官または検察当局の決定を執行するために司法当局によって命じられるものである。

第8節では、警察当局による模倣品の押収、強制捜索の手続き、警察の実際の活動、刑事訴訟手続き、および代表的な成功事例と失敗事例、ならびにそれらによって導かれる提言に関する詳細な分析を提示している。

最後になるが、その他の行政当局も、状況に応じて実行可能な解決策を提供している。それらについては第10節で概要を説明しており、特に、著作権総局および検査委員会、NIC、TRドメイン名管理局、イスタンブール市当局、食料農業畜産省・植物生産総局、品種登録および種子検定センター、トルコ医薬品医療機器総合機構、トルコ競争庁、トルコ広告庁、および情報通信技術庁による措置を取り上げている。

## (2) 司法上の救済

求められる救済の種類によって、司法上の救済は民事と刑事の二つに分けられる。

民事訴訟は、証拠の収集、商標取消訴訟、商標無効訴訟、意匠取消訴訟、特許無効訴訟、トルコ特許商標庁の行政措置の取り消し訴訟、侵害訴訟および差し止め、不当競争に対する訴訟（および知的財産権の侵害）を目的とする、証拠に基づく訴訟である。侵害訴訟や不当競争訴訟には、被害者による損害賠償請求を伴うことが多い。

第9節では、民事司法救済措置のそれぞれに関する詳細な説明とともに、個別の項によって民事訴訟手続きに関する概要を提示する。

刑事司法救済については、知的財産権の警察取り締まりに特化して設けた第5項から第8項において、起訴段階から最終判決および刑事制裁までの刑事訴訟の手続きの概要を説明する。

## 7. 税関による知的財産取り締まり

アジアと欧州をつなぐトルコの地理的立地のため、国境における知的財産の保護はこの国にとって非常に重要な問題となっている。さらに、東側に旧ソビエト諸国とイラン、南側にイラクとシリア、西側にギリシャとブルガリアといった様々な国々と国境を接しており、また地中海、エーゲ海、マルマラ海および黒海地域の港から活発な海上輸送が行われていることによって、IPR 所有者がトルコ国境においてより積極的に自らの権利の保護に取り組むことを与儀なくされているのは明らかである。

### (1) 適用法

国境措置の法律上の根拠は、主にトルコ関税法の第 57 条および「税関実施規則」の第 100 条～第 111 条の規制に基づいている。トルコは、知的所有権の貿易に関連する側面に関する協定（TRIPs 協定）およびパリ条約（国境措置における IPR 保護に関連する規定を含む国際協定）の締約国でもある。

上記の規制に加え、トルコ工業所有権法、および集積回路の保護に関する法律には、関税法と実施規則と平行した具体的な規定が含まれている。

したがって、IPR、すなわち商標、工業意匠、特許、実用新案、集積回路、植物種、地理的表示および著作権は、国境においても保護されている。

さらに、2012 年 7 月に施行されたトルコ商法では、不当競争規定に基づき、未登録の IPR の侵害についても、引き渡し差し止め手続きを実施することを可能にしている。

TRIPs 協定の第 51 条に沿ったトルコ関税法第 4458 号（最新では法令第 5911 号によって改正）の第 57 条は、税関当局は知的財産所有者の権利を侵害している物品について、権利所有者またはその代理人の要求に従い、留置または差し止めを行う権利を有すると規定している。また、税関当局は、模倣品または海賊品であることを証明する明確な兆候がある場合、職権によって侵害商品の引き渡しの差し止めを行う権限も付与されている。商標、工業意匠、特許、実用新案、集積回路、植物種、地理的表示および著作権を侵害している模倣品または海賊品の引き渡しは、関税法に従って差し止めることが可能である。

2009年10月7日に、EU法との整合化の一環として、法令5911号によりトルコ関税法にいくつかの重要な変更が実施された。

## (2) 差し止め命令の対象となる模倣品

税関は、関税法に従い、商標、工業意匠、特許、実用新案、集積回路、植物種、地理的表示および著作権を侵害している模倣品または海賊品の引き渡しを差し止める権限を付与されている。ただし、IPRの国境措置は、個人使用としての金額または価値を超えていない限り、または貿易限度の範囲内である限り、旅行者の私的な手荷物に含まれる物品には適用されない。旅客によって持ち込まれる私物や贈答品も、国境措置の対象外である。

## (3) 税関における知的財産権の登録

関税法およびその実施規則に従い、税関に同法第57条に基づく模倣品の監視の集中申請を行うことができる。この申請は、アンカラにある税関本局に集中申請として行うことができる。

さらに、トルコ関税局は、2013年4月1日からオンライン関税申請システムを導入しており、トルコ税関通商省のオンライン知的財産権データベースによる申請のみが審査されている。

以下の情報をオンライン集中申請様式と共に税関当局に提出する必要がある。

- 申請者が真正な権利所有者であることを証明する書類、つまり、商標登録証明書、および公証人の認証を受け、アポストイーユによって証明された委任状
- 商標を有する物品に関する情報（商標の画像を含む CD-ROM を当局に提出しなければならない）。
- 純正品が製造されている国／国々
- 純正品と模倣品の間で相違があると考えられる点、および模倣品に関するその他の情報
- 純正品の輸送ルート・日程
- 純正品の統計品目番号（HSコード）。このコードは、国際貿易のために製品を定義する国際コードで構成されている

- ライセンシー：この情報は、税関がライセンシーに対する訴訟を防ぐために重要な情報であり、ライセンシー企業の正確な商号を提供する必要がある。
- 知的財産の所有者は、純正品と模倣品の技術的な相違点、非合法品に関する既知の地理的な出荷元や移送経路、密輸ルートや生産国、模倣品の写真も提示しなければならない。これらの情報によって、税関検査職員およびその他の専門家が、模倣または海賊行為が疑われる物品の比較および診断を、より適切に行うことができるようになる。

申請の提出後、税関本局は30日以内に決定を発行し、申請が受理されたかどうかをEメールで申請者に伝達する。この期間は、終了時に要求によって更新される場合がある。

税関本局による知的財産権申請の受理に続き、関税局は模倣品／海賊品の流通の監視を開始し、登録された知的財産権に照らし、不審な（偽物である可能性がある）製品が輸出または輸入された疑いがあると検査職員が考えた場合、またはその事実があったと判断した場合、申請者に通知を送付する。

関税局は、税関によって承認された処分または使用に該当する物品（トルコ税関域内で輸送車両を変更する物品も含む）について、知的財産権を侵害していることを疑う正当な根拠がある場合、その物品の引き渡しを差し止めることができる。この差し止めは、権利保有人によるオンライン申請、または職権による行為によって実施することができる。

申請が受理された場合、その申請日から1年間有効となる。

（書類が不完全または不十分であるという理由で）申請が棄却された場合、申請者は抗議する機会はないが、同じ登録商標またはその他の権利に対して新たに申請を行うことが可能である。

#### **(4) 差し止め手順**

##### **a) 必要な書類**

関税局からの差し止め通知受領後、知的財産権所有者は刑事裁判所からの差押えの判断、または民事裁判所からの仮差し止め命令を取得するため、刑事裁判所または民事裁判所に

申請する必要がある。これらの裁判所手続きを申請する際、権利所有者は次のものを提出する必要がある。

- TPTO からの有効な知的財産権証明書
- 関税局による差し止め通知
- 対象の知的財産権が税関知的財産データベース責任者にも登録されていることを証明する書類
- 仮差押えされた製品が模倣品であることを証明する十分な書類、および差し押えられた模倣品と権利所有者による純正品を比較する十分な書類（分析報告書、専門家報告書または宣誓供述書）。
- 事例の詳細によっては追加書類が必要な場合もある。

商標を除き、知的財産法にはその他の知的財産権に関する刑事規定は存在しないことに留意する必要がある。したがって、商標以外については、権利保有者は民事手続きに従って差し止め命令を取得するしか方法がない。

#### b) 押収前の手続き

関税局は、職権によって疑わしい製品に対する 10 営業日にわたる差し止めを決定し、登録知的財産権所有者の代表に差し止めの決定を送付する。知的財産権所有者は、刑事裁判所から差押え判断を、または民事裁判所から差し止め命令を取得する必要がある。仮差押え品の引き渡しを阻止するこの決定の提示を受け、裁判所は手続きを進める。裁判所による最終決定に引き続き、裁判所は差し止め品の廃棄を命じる。

#### c) 押収後の手続き

裁判所による最終決定に引き続き、裁判所は差押え品の廃棄を命じる。それらの製品は地方自治体の各部門によって、廃棄（処分）の手配がされる。

#### d) 処分

税関による差し止め決定を受け提出された裁判所の裁定の後、権限を与えられた機関から模倣品の処分を要求することが可能である。書類が整い次第、税関通商省による廃棄命令が発行される。廃棄は、知的財産権所有者の立会いのもとで管轄当局によって実行され、所有者は廃棄に関する費用を負担する義務を負う。処分に関する一般原則および手続き

は、清算事務所の総局によって定められている。ただし、処分の種類は模倣品の性質によって異なることを指摘しておく必要がある。つまり、模倣品からラベルを剥がすだけで十分な場合もあるが、香水のように化学物質を成分とする物品については、各自治体の部門によって廃棄が実施される。

税関で押収された模倣品に関する商標侵害問題の刑事訴訟の完了前に処分を行う代替手段として、知的財産法の第 163 条に従う即時廃棄（処分）手続きが最近施行された。その内容は、数量、大きさまたは品質などの理由によって対象物を倉庫に保管できない場合、訴訟手続きのために十分なサンプルを確保した後で、残りの模倣品を廃棄処分にするというものである。

#### e) 罰則

刑事制裁については、知的財産法第 30 条の刑事規定に定められている。この条項によると、翻案または混同を通じて他当事者の商標権を侵害することによって物品の製造またはサービスを提供する者、それらの物品について販売または売り出し、輸入または輸出、商業目的のための購入、所有、輸送または保管する者は、1年から3年の懲役および 20,000 トルコ・リラ以下の罰金の判決を下される。

#### f) 手数料

税関への申請について、公的な手数料が不要であることは特筆すべきことである。さらに、実施規則によれば、税関によって差し止められた物品が模倣品か否かを判定するために必要となる場合がある分析報告書または専門家報告書を除けば、申請者が管理費用を負担する必要はない。

分析または専門家による調査が必要な場合、それらのサービスに対する手数料、および職員の間外手当については、申請者が負担する必要がある。さらに、申請者は、調査の結果、差し止め品が模倣品でないという結論になった場合、差し止め品の所有者に対する全責任を負うことを保証する必要がある。また、この保証において、申請者は、差し止めの正当性が認められない場合、差し止め品の保管費用を自らが負担することも宣言する必要がある。

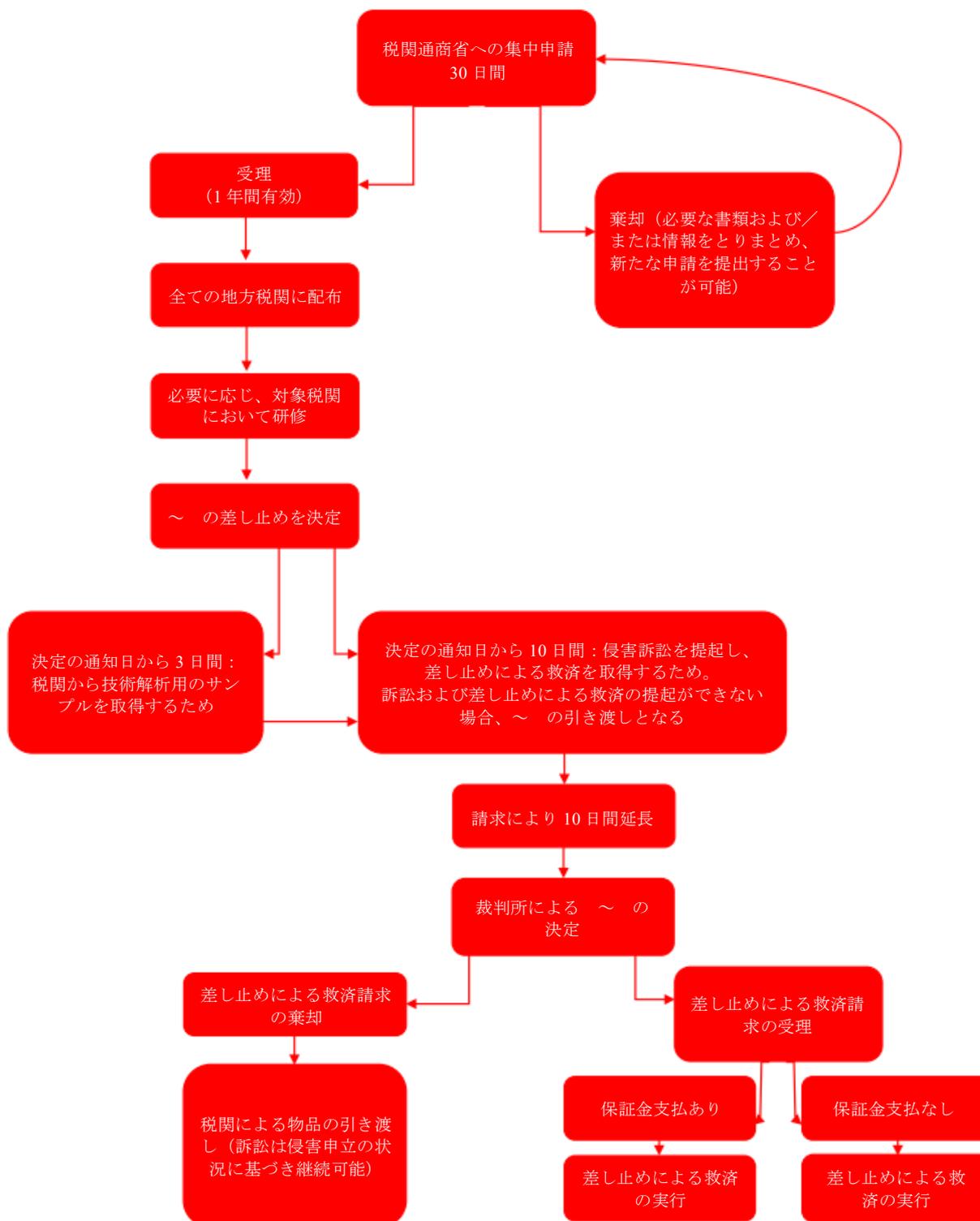
さらに、廃棄に関しても、公的な手数料は不要である。さらに、関税規則では、廃棄手続きは、権利所有者の責任の下で行われ、廃棄費用は権利所有者が負担する、と規定している。当事者間で、これと反対の取り決めをすることも可能である。つまり、両者間で簡易廃棄に合意する場合である。

g) 差し止め手続きおよび押収された模倣品の廃棄に関する一般的な所要期間

最初に、トルコにおける差し止め命令に関する情報を簡潔に説明したい。仮差し止め命令は、本訴の開始時、または別の訴訟によって請求することができる。別の訴訟で請求された場合、差し止め命令に関連する本訴を 15 日以内に提起しなければならない。仮差し止め命令は、裁判所への請求から数日後に取得することが可能である。所要期間は、事案の複雑さ、および差し止め請求先の裁判所の作業負荷によって異なる。知的財産裁判所は、期限があることを考慮して差し止め請求を審査する。つまり、税関で差し止められた製品は、10 営業日以内に差し止め命令が下されなければ、引き渡されてしまうということである。

裁判所への申請を行わない簡易廃棄の場合、権利所有者は 10 日以内（傷みやすい物品の場合は 3 営業日以内）に請願書を提出しなければならない。この期間は、正当な理由があれば、差し止め対象物品の押収後に 10 日以上延長することが可能である。税関当局は、物品の所有者またはその代理人から、権利所有者からの請願に異議を申し立てる反対陳述書の提出がないことを確認するため、10 日間（または 3 日間）の期間の終了まで待たなければならない。反対陳述書の提出があった場合、簡易廃棄を進めることができない。同意書を取得し、物品の所有者またはその代理人（税関申立人）から異議が提起されなければ、税関当局は廃棄する物品からサンプルを採取する。

h) 手続きのフローチャート



## (5) 税関における情報共有（例：データベース）

税関のデータベースで公衆向けの情報共有はされていない。権利所有者は、知的財産データベースおよび権限を付与された職員との間でのみ要求された情報を共有する。

## (6) 税関による水際対策の実際の運用（法律・規則との違いなど）

税関通商省は、IPR 所有者と協力して効果的な国境措置を実施している。このため、IPR 所有者は、国境における知的財産権の保護に関する認識の向上、およびこれらの権利がどのような形で侵害されているのかを税関職員に知らせることを目的として、教育のための会議／研修の予定を税関職員との間で設定することができる。

さらに、重要な知的財産権プロジェクトが税関通商省によって実施された。

「トルコ関税局の近代化に向けた IPR の国境強制措置」というこのプロジェクトは、IPR の国境強制措置を強化することを主眼として、トルコ関税局（TCA）の管理能力の強化、意識向上および利害関係者の能力水準の強化を目指すものであった。同プロジェクトにおけるその他の利害関係者とは、政府機関、国家警察、司法、NGO、権利所有者、および社会全般である。同プロジェクトには、EU とトルコ共和国が共同で資金を提供した。同プロジェクトは 2016 年 3 月 7 日に開始され、2017 年 9 月 27 日に終了した。

税関通商省は、税関職員の面前で IPR に関する認識を高めるため、権利所有者の積極的な参加を奨励した。同省は以下の目的で権利所有者を招集したことにご留意いただきたい。

模倣品と純正品の識別

税関職員の間での認識向上のための研修／プレゼンテーションの提供

同プロジェクトを権利所有者にとってより効果的なものとする方法について、同省の知的財産部門に対する助言と提案の提供

地域セミナーへの出席

同プロジェクトは、欧州連合関税法典の実行範囲内で IPR の国境強制措置を強化するため、トルコ関税局の行政能力の強化、意識向上および利害関係者の能力水準の向上に寄与した。

ここ最近、通過輸送製品に関して議論があった。知的財産法には通過輸送製品について明確な言及がない。廃止された商標法令第 556 号の第 91 条では、「税関によって承認された手続きまたは使用の対象となる、税関域内に流入した、標章を有する物品」について言及しており、その税関における商標侵害行為の定義には広範な認識が含まれ、「通過輸送」製品にも適用されるとされていた。この規定はあらゆるケース、つまり民事訴訟および刑事訴訟のいずれにも適用されていた。これは、廃止された商標法令第 556 号には、刑事規定において第 9 条への直接の参照以外に、その他の規制や特別な文言が含まれていなかったからである。最高裁判所も、前述の第 9 条に従い「通過輸送」品も商標侵害にあたることに賛意を示し、その判例を確立した。

知的財産法の制定に伴い、税関における商標侵害行為は、特に、第 72 条の下で「[...] 標章のある物品の輸入または輸出 [...]」として再定義された。一部の知的財産弁護士にとって、第 7 条の新たな規定は以前の法規定での「通過輸送」品の範囲を限定するものとなっている。それは、この条文の文言が、税関侵害行為を「輸入」または「輸出」のみに限定しているからである。

これは民事上の商標侵害行為の場合に関するものだが、知的財産法の第 303 条 — 商標権侵害に関する刑事規定 — では、「輸送」行為を商標侵害行為の範囲に加えている。「輸送」という用語は、「通過輸送」品を参照していると解釈できる。<sup>7</sup>

ただし、通過輸送品への参照がないことは、不明確性を生じさせる可能性が高い。知的財産法への修正、または税関通商省によって作成された関税法草案の制定が見込まれているが、これによって議論が明確になるだろう。

#### **(7) 代表的な成功事例と失敗事例、およびそれらによって導かれる提言**

依頼人が海外に存在し、分析報告書または専門家報告書を海外の依頼人から入手する必要がある場合、裁判所による差し止め命令を 10 日以内に取得することが不可能な場合がある。これによって、模倣品であるにもかかわらず、差し止め品が引き渡されてしまうということが起こる。

知的財産権の国境保護に関しては、かなり多数の成功事例が存在する。我々のある依頼人の特許に関するケースで、国境において特許侵害を検出する難しさにもかかわらず、非常にうまくいった事例がある。

このプロジェクト、つまりトルコ国境における依頼人の権利の保護の範囲内で、税関通商省の承認を取得次第、我々は、管轄の関税局に出向き、疑わしい輸入企業と輸出企業、および事前に分析した製品名を提供した。

我々の経験は、知的財産権に関する意識向上および効果的な国境保護には、権利所有者、税関通商省、知的財産職員および知的財産高官の間の協力が不可欠であることを示している。

## 8. 警察による知的財産取り締まり

### (1) 適用法

知的財産法における警察の取り締まりは、特に保護された知的財産権への模倣行為に対し、侵害を阻止する上で重要な役目を果たしている。

警察は、「刑事訴訟法第 5271 号」および警察権および職務法 (Police Powers and Duties Law) 法令第 2559 号に規定された捜索および/または差押え令状の執行などの規定の範囲内で、侵害行為を阻止または防止する上で有効な働きをする。

#### a. 刑事訴訟法に規定された「捜索令状」

トルコ法では、刑事訴訟は刑事訴訟法第 5271 号によって規制されている。刑事訴訟の目的は、申し立てられた犯罪に関する重要な真実を追求することである。しかし、近代的な刑事訴訟規則は訴訟当事者間の利益を評価し、憲法上の原則に従い、当事者が重要な真実を見出すために必要な手段を確保し、虚偽の申し立てを最小限にするようにしている。

トルコ憲法による規定は以下のとおりである。

#### 私生活のプライバシー 第 20 条

誰もが自らの私生活および家庭生活の尊重を要求する権利を有する。私生活または家族生活のプライバシーが侵害されてはならない。

国家安全保障、公共秩序、防犯、公衆衛生および公衆道徳の保全、または他者の権利および自由の保護に関連する 1 つまたは複数の根拠に基づき裁判官により正当に下された決定がない限り、または、遅延によって不利益が生じる場合において、前述の根拠に基づき法律によって認められた機関による書面による命令がない限り、いかなる者も、またはいかなる私文書もしくは個人の所有物も、捜索または差押えを受けることがないものとする。管轄当局による決定は、司法管轄権を有する裁判官の承認を得るため、24 時間以内に提出しなければならない。裁判官は、差押えから 48 時間以内に決定を通知しなければならない。その間に通知がなければ、差押えは自動的に解除される。

## 居住地の不可侵権 第21条

個人の居住地は侵害してはならない。国家安全保障、公共秩序、防犯、公衆衛生および公衆道徳の保全、または他者の権利および自由の保護に関連する1つまたは複数の根拠に基づき裁判官により正式に下された決定がない限り、または、遅延によって不利益が生じる場合において、前述の根拠に基づき法律によって認められた機関による書面による命令がない限り、いかなる居住地にも捜索または差押えのために立ち入ることはできないものとする。管轄当局による決定は、司法管轄権を有する裁判官の承認を得るため、24時間以内に提出しなければならない。裁判官は、差押えから48時間以内に決定を通知しなければならない。その間に通知がなければ、差押えは自動的に解除される

さらに、欧州人権条約の第8条の下で、私生活のプライバシーは保証されている。この条文によれば。

1. 誰もが自らの私生活と家族生活のために、自らの住居および通信を尊重する権利を有する。
2. 公的機関によってこの権利の行使が阻害されてはならない。ただし、法に従う場合、および国家安全保障、国家の公衆安全または経済的幸福、混乱または犯罪の防止、衛生または道徳の保全、他者の権利または自由の保護のために民主主義社会において必要とされる場合は、その例外とする。

捜索令状については、刑事訴訟法第5271号の第119条に規定されており、模倣行為の取り締まりに関する警察の役割を以下のように定めている。

1. 保安部隊の隊員は、裁判官の命令に従い捜索を実施しなければならない。ただし遅延による危険が生じる場合は、検察官の書面による命令に従い、検察官と連絡が取れない場合は保安部隊の上官の書面による命令に従ってこれを実施しなければならない。ただし、私的な住居、事業所、および公共に開放されていない他の施設における捜索は、裁判官の命令によって、または遅延による危険が生じる場合は、検察官の書面による命令に従って実施しなければならない。保安部隊の上官の書面による命令によって実施された捜索の結果は、直ちに検察官の事務所に通知しなければならない。

2. 捜索令状または命令には、以下を明示しなければならない。
  - a) 捜索の根拠となる行為
  - b) 捜索が行われる対象となる人物、住居もしくは捜索対象地の住所、または捜索対象物
  - c) 捜索令状または命令の有効期限
3. 捜索を実施した担当者の公的な身元を、捜索後に作成する書類に記載しなければならない。
4. 私的な住居、事業所、および公共に開放されていない施設における捜索を、検察官の立ち会いなく実施する場合は、捜索の実施権限を満たすために、当該地区の地域評議会のメンバー2名、または隣人2名が立ち会わなければならない。

警察は、個人、車両、私文書、および個人の所有物を捜索することが可能であり、差し迫った危険または犯罪行為を防ぐため、治安裁判所からの命令に従い、もしくは緊急の措置が必要な場合は上官からの命令に従い、犯罪の証拠を確保するために必要な措置を講じ、刑事訴訟法第 5271 号の規定に従い必要な手続きを実施する。

トルコ法には、予防的捜索と通常捜索の2種類の捜索がある。予防的捜索は、潜在的な犯罪を防止するための定期的な捜索であり、一方、通常捜索は被疑者の確保、または差押えの対象となる証拠の取得を目的としている。捜索対象は、私有財産、職場、人物や製品の場合がある。このため、知的財産法の範囲に当てはまる捜索は、捜索である。

差押え令状は、刑事訴訟法第 5271 号の第 127 条によって、以下のとおり規定されている。

1. 差押えは、裁判官の決定に従い保安部隊の隊員によって実施することができる。ただし、遅延によるリスクがある場合は、検察官の書面による命令に従って、また検察官と連絡が取れない場合は保安部隊の上官の書面による命令に従ってこれを実施することができる。
2. 差押えの記録には、保安部隊の隊員の公的な身元を記載しなければならない。

3. 裁判官による令状がなく差押えを実施する場合、差押えの事実を 24 時間以内に司法管轄権を有する裁判官に提出しなければならない。裁判官は、差押え行為から 48 時間以内に自らの決定を開示しなければならない。その間に開示がない場合、差押えは自動的に無効となる。
4. 所有する物品またはその他の財産を差し押さえられた個人は、裁判官にこの件に関する命令の発行をいつでも要求することができる。
5. 差押えは、悪影響を受け、損失を被る当事者に遅滞なく通知しなければならない。通知には、その物品がどの当局の決定によって差し押さえられるのかが示される。この条文の第 1 項によれば、裁判官が差押えを決定することとなっている。しかし、差押えは証拠の保護の点において重要であるため、遅延がある場合には検察官が差押え命令を下すことも可能である。差押えに関連する手続きを実行する法執行官の身元は、書類に記載しなければならない。検察官の決定に関する書面による命令は、裁判官の承認を得るために 24 時間以内に提出しなければならない。第 1 項にはさらに、差押えの決定が裁判官に申請された後、裁判官は差押えから 48 時間以内に自らの決定を下さなければならず、差押えは自動的に発動される、と規定されている。

上記に鑑み、捜索令状および差押えの決定は、侵害行為、中でも特に知的財産法における模倣行為を阻止および防止するために重要な役割を果たしている。これらの決定は、申立てに応じ検察官によって請求され、治安裁判所によって命令され、警察によって執行される。ただし、一部の例外的な緊急案件の場合、特に知的財産侵害犯罪が密輸やその他の財政的犯罪など、職権による捜査対象となる犯罪と共に行われた場合、警察が製品を差し押さえることが可能であり、その場合、差押えは IPR 所有者が訴訟を提起し、その後差押えが裁判所命令によって承認された場合にのみ継続する。

## (2) 強制捜索の手続き

### a. 必要な書類、強制捜索前の手続き、強制捜索後の手続き、廃棄、罰金、手数料、預託費用、代理人手数料、手続きのフローチャート

以下は、強制捜索の手続きと詳細を示すチャートである。

検察官への訴訟請願書  
提出

- 詳細な訴訟請願書の準備、地方検察官への訴訟請願書提出、収集した証拠と相手方の侵害行為に関する検察官への伝達、治安裁判所に捜索および差押え命令を職権により要求するように検察官を説得

捜索および差押え  
命令の取得

- 検察官は提出された訴訟請願書を治安裁判所に職権によって送付し、訴訟申立てに記載された住所における捜索および差押え命令を請求する。
- 治安裁判所は、職権によって訴訟請願書に記載された訴えおよび検察官の要請を検討し、検察官によって要請された捜索および差押えの承認決定を命令する。
- 治安裁判所からの職権による承認決定の受領を受け、検察官の事務官は、関連する警察署に対して令状を作成し、捜索および差押え命令と訴訟請願書について伝達する。

警察による強制捜索の  
手配

- 検察官の命令に記載された関連する現地警察署に連絡を取り、警察署と共にその都合に合わせ強制捜索の日程を計画する。強制捜査の対象となる相手方の電話番号を警察署に伝達する。

### 警察強制捜索への立会い

- 権利所有者または原告の代理人は、関連する現地警察署の警察官と共に、検察官の命令に記載された期限内（延長不可）に強制捜索に立ち会う。
- 警察は、相手方の施設に申立ておよび捜索・差押え命令について伝達する。警察は、対象施設において「捜索・差押え」命令を実行し、全ての製品の数を確認し、明細書に記録する。
- 警察は、商標の付された各製品のサンプルを取得し、検察官の事務所へ持ち込む。残りの製品は、相手方の管理下、または原告の弁護士の管理下に置かれる。

### 警察署訪問

- 警察強制捜索段階が終了すると、警察は当時者（原告および相手方の弁護士）を警察署に招集する。
- 警察は、相手方施設における捜索に立ち会った人の供述を取る。

### 強制捜索後の手続き

- 検察官は、専門家にファイルを送達し、差し押さえた製品が模倣品かどうか確定するため、差押え品と純正品を比較した報告書の発行を依頼することができる。入手した専門家報告書と差し押さえた製品の物量に従い、検察官は調査段階において裁判所に廃棄命令の発行を要請することができる。

知的財産法の第 30 条は、翻案または混同を通じて他当事者の商標権を侵害することによって物品の製造またはサービスを提供する者、それらの物品について販売または売り出し、輸入または輸出、商業目的のための購入、所有、輸送または保管する者は、1年から3年の懲役および 20,000 トルコ・リラ以下の罰金の判決を下される、と規定している。

刑事訴訟法第 5271 号の第 119 条によれば、搜索令状にはその令状の有効期限を記載しなければならないとされている。このため、強制搜索手続きの期間は令状の有効期限によって異なる。実際には、治安裁判所が下す搜索命令の有効期限は、通常 24 時間、3 日間または 5 日間である。この場合、権利所有者またはその代理人は、決定日から指定された期間内の間に警察強制搜索を計画・完了する必要がある。

通常、警察強制搜索の段階では、特別な公式申請手数料は必要ない。これは、刑法の規定の一部として、国が原告のために司法費用を負担することになっているためである。

### **(3) 警察による実際の捜査**

各県の警察局には、模倣行為および海賊行為を取り扱う、より専門化された支局である保安支局が存在する。最近、この支局は、大規模な侵害行為について、同時に複数の強制搜索実施を支援することに成功した。こうした支局の確立によって、知的財産侵害に関する犯罪について、より経験豊富な部門を擁することが可能になる。

2017 年 6 月、イスタンブール保安支局は、1 回の強制搜索によって約 210 万個の偽造バッグを差し押さえた。

### **(4) 刑事訴訟手続き**

#### **a. 調停**

検察官が事案に関する調停人を指名すると、調停人は調停事務所を通じて当事者らに和解を持ちかける。調停人は、当事者らに連絡を取って和解を望むかどうかを問い合わせ、当事者らが和解を望む場合はその合意の条件を確認する。

手続きが完了すると、調停人は検察官に報告書を送付する。結果が不調に終わった場合、検察官は刑事訴訟手続きを進めるため起訴状を発行する。

#### **b. 検察官による起訴状**

検察官に訴訟請願書が提出されると、十分な証拠が存在すれば、検察官は管轄刑事裁判所に刑事訴訟を提起する資格を与えられる。

当事者らは、当該事案について模倣品に対する刑事訴訟を進めるという検察官の決定（起訴状）の通知を受ける。このため、検察官は、原告の知的財産権が法律による保護の対象であり、相手方による模倣行為が原告の知的財産権侵害に該当するという根拠に基づき、捜査記録を管轄刑事裁判所に送達する。

これに従い、当事者らは、刑事裁判所から第1回公判への招集通知を受ける

#### **c. 訴訟参加**

刑事訴訟を起こすために十分な証拠に基づき、検察官によって刑事訴訟が提起されると、原告は訴訟手続きに参加することが可能になる。訴訟参加は、裁判所への書面または口頭による要請によって有効とすることができる。このような場合、原告は全ての訴訟手続きに参加することができる。

#### **d. 専門家による調査**

係争物が知的財産権に関連する刑事訴訟においては、裁判所は模倣品を純正品と比較して製品を評価するために専門家を指名し、捜査記録を引き渡す。

専門家報告書の通知を受けた後、報告書の内容に不服を持つ当事者は、期限内に専門家報告書への異議を申し立てる権利を有する。裁判所は、その要求を却下するか、またはその代わりに捜査記録を新たな専門家に託すか、もしくは元の専門家に追加の専門家報告書を要求することができる。

#### e. 最終公判および評決

当事者の供述、入手した専門家報告書により捜査記録の審査を終えると、裁判所は最終公判において判決を下し、公判に出席している当事者には口頭で伝達する。最終公判に出席していない当事者には、裁判所から決定を送達する。

#### f. 控訴

控訴は、判決が法に違反しているという根拠においてのみ申請することが可能である。当事者は、裁判所からの決定通知を受けてから7日以内に、控訴裁判所および最高裁判所に控訴を申請する資格を有する。

調停段階から最終公判および判決段階にまで至る刑事裁判の完結には、裁判所の決定通知を受け、いずれの当事者も控訴を申請しない場合は、通常1.5年間を要する。いずれかの当事者が控訴裁判所および最高裁判所に控訴を申請した場合、刑事裁判の期間は通常さらに1年間追加される。

模倣品の廃棄にかかる費用は、製品の品質と数量によって異なる。廃棄費用は、製品の所有者が負担する。

### (5) 代表的な成功事例と失敗事例、およびそれらによって導かれる提言

一般的に、代理人または権利所有者が、検察官および治安裁判所の裁判官による検討用に、訴訟請願書と共に強力かつ具体的な証拠を提出した場合、好ましい結果が得られる傾向がある。前述のとおり、このような相手方の侵害行為を証明する証拠を提出することが、検察官へ訴訟請願書を提出する際に重要となる。

代理人または権利所有者には、トルコの公証人を通じて証拠を入手する機会がある。公証人は、相手方によるオンライン使用の明細を発行することができるオンラインシステムを有している。このため、公証人を通じて入手した証拠を提出することは、代理人または権利所有者が当局から捜索令状を取得する上で有用な手段である。

その一方、警察による強制捜索は、路上、バザールや大通りなど、同じエリアで同時に展開されれば、市場に非常に大きな影響を及ぼすことになることがわかる。

最近トルコの南部およびエーゲ海地域で実施された強制捜索の実例は、イスタンブール裁判所で訴状が受理されている場合でも、検察官が、主に証拠不足を理由に、犯罪の強制捜索の要求を拒否する裁量権を行使する場合があることを示している。観光地域の地方検察官がこのような裁量権を行使することから、権利所有者は証拠の収集活動という形で民事ルートを活用し、その公式な証拠に基づいて訴状を再提出できることを学習した。証拠収集活動を通して収集された公式な証拠に基づいて訴状を再提出すれば、大抵は検察官に受理され、刑事訴訟手続きが開始される。

## 9. 司法上の救済（民事訴訟）

### (1) 適用法

#### a) 国内法

反模倣品事案に関する民事訴訟は、以下に示す一連の国内法によって規定されている。

- トルコ工業所有権法第 6769 号

トルコ工業所有権法第 6769 号（知的財産法）は、最近制定され、2017 年 1 月 10 日に施行された。その内容には、知的財産権、つまり商標、意匠、特許および地理的表示の保護の対象範囲、侵害の要件およびその制裁措置、無効化および取消要件が示されている。

- トルコ商法（法令第 6102 号）

トルコ商法第 6102 号（商法）の一部である不正競争も、知的財産事案に関する民事訴訟に関連しており、権利所有者に対する不正競争の条件を示している。

- トルコ義務法（法令第 6098 号）
- 民事訴訟手続きに関する法令第 6100 号
- 競争保護に関する法令第 4054 号
- トルコ関税法（法令第 4458 号）
- トルコ民法（法令第 4721 号）

#### b. 国際法

トルコ憲法第 90/5 条には、「正式に施行された国際協定は法的効力を持つ。これらの協定については、違憲性を根拠として憲法裁判所に提訴することはできない。基本的権利と自由に関連し、正式に施行された国際協定と、法律の間で同様の事項に関連する規定の相違による対立が生じた場合、国際協定の規定が優先する」と規定されている。このため、トルコにおいて国際協定は法律としての効力を有する。

トルコは以下の国際条約の締約国となっている。

- 世界人権宣言

- 人権および基本的自由の保護に関するヨーロッパ条約
- 工業所有権の保護に関するパリ条約
- 知的所有権の貿易関連の側面に関する協定 - TRIPs
- 文学および芸術作品の保護に関するベルヌ条約
- 虚偽のまたは誤認を生じさせる原産地表示の防止に関するマドリッド協定
- 欧州特許条約

## (2) 可能な法的措置

### a. 証拠収集活動（証拠の収集）

主たる侵害訴訟（民事訴訟）の提訴前に、侵害行為および／または訴訟対象の知的財産権に対する証拠特定のために、証拠収集活動を実施することができる。これは、非敵対的な活動であり、この点において裁判所の裁量権により、一方的に行うことができる。このような活動を支持する決定は、その後申請される主たる民事訴訟において、侵害行為および／または証拠の特定に寄与する。

迅速かつ効果的な仮差し止め命令を取得することの難しさを考えれば、こうした種類の活動は裁判所に提示する第三者侵害行為の具体的な証拠として有用な場合がある。また、この活動の中で、仮差し止めを要求することも可能だ。原告は、証拠収集活動を通して取得した仮差し止め命令の日付から2週間以内に主たる民事訴訟を提起しなければならない。この期間内に訴訟を申請しなければ、仮差し止め命令は解除となる。

さらに、この種類の活動は、侵害者の製造能力およびマーケティング能力を見極め、損害金額の計算を容易にする上で有用な場合がある（商業上の記録は実際の能力を過小評価している場合が多いため、これはなおさら重要である）。

このルートには、長期間を要する侵害訴訟に訴えずに和解交渉を進められるメリットもある。

### 主たる民事訴訟の中での証拠収集

原告は、主たる民事訴訟の中で、証拠の収集を要求することもできる。こうした要求は、裁判の事前審査段階において要求することができる。

原告は、侵害に関する証拠隠滅を防ぐため、訴訟の本案に進む前、かつ被告が裁判について通知を受ける前に裁判所に侵害行為に関する証拠を収集すること、および／または裁判の開始段階において証拠を提示することを依頼できる。

証拠の収集の請求は、裁判所に対し、裁判の対象となる紛争に関連する書類を提出することを命令する令状を正式な当局および／または第三者に送付するよう要請することによって行うことができる。

#### **b. 取消／無効化措置**

知的財産法の中で、商標の無効化と取消の間には線引きがされている。現在の慣例に従い、商標の却下に関する絶対的および総体的な根拠は、無効化の根拠にもなっているが、その一方、一般性、虚偽性、技術規則に従う保証標章／団体標章が使用されていないこと、および不使用などいくつかの根拠が取消の根拠として挙げられている。

商標に関する取消の決定は、裁判所による決定日に発効し、一方、無効化は商標の登録日から効力を持つ。

#### **i). 商標取消措置:**

TPTOは、行政上の取消訴訟手続きを、新知的財産法の施行から7年以内、つまり2024年までに導入する。この訴訟手続きには、以下を根拠とする登録商標の取消が含まれる。

- 不使用
- 一般化（商標が使用されている商品またはサービスについて）
- 公衆に対する虚偽（性質、品質または原産地について）
- 技術規則に反する保証標章の使用

2024年10月10日までは、取消措置は裁判所に対してのみ申立て可能である。

#### **ii) 不使用を根拠とする商標取消**

知的財産法に従い、商標が正当な理由なく5年間継続的に使用されていない場合、商標登録は利害関係者の請求によって取消可能である。商標が使用されていたかどうかは以下の基準に従って決定される。

- 商標の特徴的な性質を変えずに、その要素を変更した形での使用
- 輸出目的に限定した商品または包装への商標の使用
- 所有者の同意を得た商標の使用は、所有者による使用と見なされる

### iii) 絶対的根拠および相対的根拠に基づく商標無効化措置

商標が絶対的根拠および相対的根拠に基づき設定された却下要件を満たした場合、裁判所がその無効化を宣言することができる。

却下の絶対的根拠は以下のとおりである。

- 商標としての機能を果たさない標章
- 独特の特徴がない標章
- 貿易において製品またはサービスの種類、範囲、特徴、品質、数量、意図された目的、価値、原産地または生産時期、もしくはその他の特徴を示す役目を果たす標章または表示のみで構成される標章、もしくはそれらを主たる要素として構成される標章
- 同一または同様の種類の製品もしくはサービスに関する登録商標、または先に登録出願された商標と同一の標章、またはそれらと混同を招くほどに類似した標章
- 特定の職人、専門家または商人のグループを識別するために使用される標章または表示のみで、もしくはそれらを主たる要素として構成される標章、または貿易上で慣例となっている標章
- 物品の性質またはその他の特徴もしくは技術的成果によって生じる形状を実現するために不可欠な、または物品に多大なる価値を付与する、形状またはその他の特徴のみによって構成される標章
- 物品またはサービスの性質、品質または原産地について公衆を欺く標章
- 国の記章、公式な品質証明、および政府間組織の記章に関し、パリ条約第6条の3に従い却下されるべき標章
- パリ条約第6条の3の対象であるもの以外の紋章、記章または盾形紋章を含む標章で、公共の利益、特に歴史的および文化的な公共の利益を有し、その登録が管轄当局によって承認されていないもの。
- 宗教的な価値または象徴を含む標章
- 公共の秩序または認知された道徳上の規範に反する標章
- 登録された地理的表示によって形成または構成される標章

却下の相対的根拠は以下のとおりである。

- 公衆における混同の可能性の高さ
- 商標と同一または区別できないほど類似した標章を、商標の所有者の代理人または代表が、所有者の同意または正当な理由なく自らの名義で登録申請した場合には却下される。
- 貿易に使用される未登録商標またはその他の標章に関する権利を、登録申請日以前または優先権の申立て日以前に取得した場合（もしあれば）
- 同一または類似した物品またはサービスについて、パリ条約第6条の2に基づく著名な商標と同一または類似した標章は、は却下される
- 登録商標または先に登録出願された商標について顕著な特徴または評判を不正に利用するもの、またはそれらを毀損するもの
- 第三者の名称、商号、写真、著作権、またはその他の知的財産権を含むもの
- 団体標章または補償標章が更新されないことによる失効日から3年以内で、その団体標章または保証標章と同一または類似するもの、もしくはそれらと同一または類似の商品またはサービスを対象とするもの
- 登録商標が更新されないことによる失効日から2年以内で、その登録商標と同一または類似するもので、かつそれらと同一または類似の商品またはサービスを対象とするものは、その商標がその2年間において使用されていれば、却下される。
- 不誠実

法的手続きは、商標の所有者として登録された人物に対して提起される。無効化に関する訴訟は、商標の使用が以前の商標登録の権利者によって知られていること、または知られていなかったはずであることを条件として、その登録商標の使用から5年以内に提起する必要がある。ただし、侵害者が悪意によって行為を行った場合には、期限はない。

#### **iv) 意匠無効化措置**

意匠、つまり製品の全体または一部の外観、の定義に当てはまらない場合、意匠権の無効性が宣言される。この場合、製品とは、特に複雑な製品を含む工業製品または手工芸品、またはそのような製品を構成する部品、包装、体裁、図記号、印刷活字書体のなどの項目を意味する。さらに、意匠を登録するための第一条件である、新奇なものでかつ独自の特徴を有するという点を満たしていない場合、無効とみなされる。

意匠が第三者に帰属することが証明された場合、意匠の無効性が宣言される場合がある。後に一般に公開された同一または類似の特徴を有する意匠の出願日が、登録意匠の出願日より早い場合、やはり登録意匠が無効と見なされる。

意匠が悪意をもって出願されるか、または知的財産権の認められていない使用を伴う場合、意匠の無効性が宣言される場合がある。意匠が公共の秩序または道徳の規範に反している場合、無効化される。最後に、製品の外観の特徴が、その技術的機能によって決定される場合、意匠は無効化される場合がある。

裁判は、保護期間内、または意匠権の終了から5年以下に提起することができる。最後に、意匠の無効性は、過去に遡及して適用となり、その場合、意匠に対する保護は、最初の時点から発生していなかったものと見なされる。

#### v) 特許無効化措置

TPTO による最終決定の後、裁判所によって特許の無効性が決定される。特許の無効性の根拠は以下のとおりである。

- 対象特許が特許性要件（つまり、新奇で独創性があり工業的に適用可能であること）を有していない場合
- 発明について、必要に応じた十分な説明がされていない場合
- 対象特許が、出願初版の適用範囲を超えている場合、または、分割出願による特許の場合、特許が最初の出願の初版を超えている場合
- 特許所有者が特許を出願する権利を有していないことが判明した場合
- 特許によって授与される保護の範囲を超える場合

特許無効化訴訟は、特許所有者として登録された人物に対し、特許の保護期間内または権利の終了から5年以内に申請することができる。登録上の特許権所有者と思われる人物に対し、訴訟に参加できるように通知が行われる。特許の無効化が決定された場合、当該決定の結果は過去に遡及して有効となり、特許または特許出願に与えられた保護または、一切発生しなかったものと見なされる。無効化の決定は公報に掲載される。

#### vi) トルコ特許商標局の行政決定の取消

知的財産法に従い、商標、意匠および特許権に関するトルコ特許商標局の最終決定に対し、アンカラの専門知的財産裁判所に訴訟を提起することが可能である。

これには1つだけ例外がある。付与後の異議申立てについては、トルコ特許商標局の決定に対し訴訟を提起することができない。このようなケースでは、特許権が付与された場合に無効化訴訟を起こすことしかできない。特許が付与されない場合、トルコ特許商標局の決定は無効化決定として効力を持つ。

### c. 侵害訴訟

#### 特許

特許侵害訴訟は、権利所有者から第三者に対し、以下のいずれかの場所に存在する管轄裁判所に提起することができる。

- 権利所有者の居住地、
- 侵害の発生地
- 侵害行為の影響が及んだ場所

以下の行為は、特許侵害と見なされる。

- 部分的または全体的に模倣することによって、許可なく発明を適用した製品を製造すること
- そのような製品の販売
- 流通、またはその他あらゆる方法による商業化、または上記の目的のための製品の輸入
- そのような製品の商業目的のための所有
- そのような製品を適用することによる利用
- そのような製品に関連する契約を締結する提案（新規導入）
  - 全体または部分的に模倣することによって製造されたことが知られている、または知られていなかったはずである製品
- 特許または実用新案の侵害（新規導入）
- 契約上の実施許諾権または強制実施許諾権によって特許所有者から付与された権利の拡張、またはそのような権利の第三者への譲渡

- 特許化されたプロセスの利用、または製品の販売、流通、またはその他のあらゆる方法による商業化、もしくは上記の目的のための製品の輸入、商業目的のためのそれらの所有、そのような製品を適用することによる利用、そのようなプロセスを許可なく使用することにより、直接製造されたことが知られている、または知られていなければならない、そのような製品に関連する契約を締結する提案（新規導入）

間接侵害の条件には、以下の3つがある：

- 提供された手段が、発明の不可欠な要素であること
- その手段を提供した第三者が、その手段が発明の実施を可能とすることを認識していること
- 関係者らが侵害を犯すように当該第三者が仕向けたことが証明されること

均等の原則：特許の適用範囲も、侵害の申立てが提出された時に特許訴訟で特定された要素と同等の要素が存在することを考慮して評価され、これによって決定される。

ある要素が本質的に以下の性質を有している場合、その要素は訴訟によって認められた要素と同等であると見なされる。

- 同等の機能
- 同一の方法で実行
- 同様の結果をもたらす

## 商標

以下の行為は、商標権の侵害と見なされる。

- 商標の所有者の同意を得ない商標の使用
- 商標の所有者の同意を得ずに、同じ商標または混同を招くほどに類似した商標を使用することによる、商標の模倣
- 同じ商標もしくは混同を招くほど類似した商標を使用することによって、商標が侵害されていることを関係者が知っている、または知っているはずである状況にお

る、侵害された商標が付された物品の販売、流通、あらゆる方法による商業化、輸入、輸出、商業目的による所有、または当該物品に関する契約締結の提案

- 所有者による使用許諾契約によって許諾された権利の範囲を承諾を得ずに拡張すること

## 意匠

以下の行為は、意匠権の侵害と見なされる。

- 意匠所有者の同意を得ずに、意匠が使用または適用された製品と総体的な印象の面で同一であるかまたは混同を招くほど類似した製品について、製造、市場への流通、販売、商業目的での使用または所有に関する契約締結の提案、その他あらゆる方法による商業化または輸入を行うこと。
- 意匠所有者から使用許諾された権利の範囲を、承諾を得ずに拡張すること、またはそれらの権利を第三者に譲渡すること。
- 意匠権に対する権利の差押え

### i) 差し止め命令

#### • 恒久的差し止め命令

民事訴訟法および知的財産法の下で、知的財産権所有者は、侵害製品の第三者への販売の申し出またはマーケティング活動の停止、および民事侵害訴訟の結果を受けた侵害製品の差押えおよび廃棄など、恒久的差し止め命令を申請することができる。さらに、侵害製品の押収を要求することもできる。これは、知的財産侵害が避けられない状況での、差し押さえられた製品または機器／装置の形状／外観の変更、製品上の商標の消去、それらの廃棄など、侵害の継続を防止する措置である。

押収された侵害製品の財産権の譲渡、および補償金総額からの当該製品、装置および機器の価値の控除が、裁判所によって決定される。

さらに、裁判所判決の全文または要約を、日刊新聞または類似した媒体によって公表するという手段を利用することもできる。

知的財産法は、恒久的差し止め命令の一環として裁判所に「侵害行為の特定と防止」を同時に請求できる可能性を強化している。

#### ・仮差し止め命令

仮差し止め命令は、重大な回復不可能な損害の差し迫った脅威が存在する場合、訴訟手続き中にいつでも請求することが可能である。仮差し止め命令は、以下によって裁判所の最終判決の有効性と執行可能性を保証する。

- 侵害行為の阻止
- 製造または輸入された侵害製品の差押え、およびそれらの製造手段またはトルコ国内（税関、自由貿易港、自由貿易地域を含む）での特許方法の実施手段、およびそれらの侵害製品の保管
- 被告に対する、潜在的損害賠償のための担保または保証の差し入れ命令

権利所有者は、販売、販売の申出、所有、輸入または輸入を含め、侵害製品の無許可による使用を阻止する仮差し止め命令を請求することができる。権利所有者は、訴訟手続き期間中における補償請求を担保する財務的保証の提供を被告に命令するように、裁判所に依頼することもできる。権利所有者は、侵害行為が実施されていること、またはそのような侵害行為を実施する重大かつ実質的な準備が行われていることを証明しなければならない。まず、裁判所は侵害行為が第三者行為の範囲に該当するかを把握し決定するように努め、事案を専門家の委員会に委ね、申し立てられた侵害行為の事前審査を委任することができる。適用になる場合、裁判の開始時に、専門知的財産裁判所から被告に対し、（原告の要請に応じ）原告の損害を保証するための保証金の預託を命じる。侵害製品が国境で差し押さえられた場合、特許侵害訴訟手続きが完了するまで製品の引き渡しを避けるため、裁判所は迅速な仮差し止め命令を命じる傾向がある。

差し止め命令の対象には、税関および自由貿易港または自由貿易圏などを含む、トルコの国境内で行われる行為も含まれる。

## ii) 補償

工業所有権の侵害と見なされる行為を行った者は、権利所有者が被る損害を補償する義務を負う。請求される保証にはいくつかの種類がある。

### ・精神的補償請求

精神的損害／風評被害が発生した場合には、これらに対する請求を行うことが可能であり、通常は裁判所の裁量により、比較的低額で命じられる。

### ・物質的補償請求

権利所有者が被る損害には、実質的な損害の価値だけでなく、権利侵害のために、実現されなかった利益も含まれる。未実現利益は、以下の評価方法のうち一つ（権利所有者によって決定される）に従って算定される。

- 侵害行為がしなかった場合に、権利所有者が得ていた可能性のある利益、
- 侵害者が知的財産権の侵害によって得た純利益、または、
- 侵害者が使用許諾契約の下で合法的に使用した場合に、支払われていたはずの懲罰的ライセンス料

未実現利益を算定する上で、裁判所は以下のような関連状況を考慮する。

- 当該知的財産権の経済的価値、
- 侵害発生時における、知的財産権保護の残存期間、および、
- 当該特許について付与されている実施許諾の種類、性質および件数。

裁判所が、権利所有者が知的財産権を利用するための義務を果たしていないという見解である場合、知的財産法では、未実現利益は懲罰的ライセンス料に従って計算されると規定されている。

実務的には、損害の算定には、原告が被った損害の証拠書類を提出する上で一定の困難が伴う。最も重要な書類は、被告の商業記録および会計記録（これらは不適切かつ不完全である場合が多く、経済活動を正確に反映していることはほとんどない）およ

び販売／生産／輸入された物品と侵害された特許の関係である。もう一つの主な困難さは、裁判所が損害を評価・定量化するために指名する専門家の専門的な資質、およびその作業のスピードと正確さにある。被告が実際に侵害行為によって得た利益よりも、損害が低い金額で設定されるリスクを考慮し、長期にわたる訴訟に訴えることなく、当事者に和解を促す戦略を立案することが望ましい。

#### ・風評被害に対する補償

工業所有権の侵害において、侵害者が権利の対象である製品またはサービスを不正な方法により使用もしくは生産したことによって、またはそのように生産された製品をその他不適切な方法で市場に流通させた結果として工業所有権が風評被害を受けた場合、これを理由としてさらに補償を請求することができる。

#### d. 不正競争訴訟

不正競争は、トルコ商法によって規定されている。

##### i) 差し止め命令

###### ・恒久的差し止め命令

損害を受けた当事者は、不正競争に該当する行為を、実際に不正競争として認定することを請求できる。さらに、不正行為の停止、申告の修正、および不正競争の手段や道具を破棄することも請求することができる。

###### ・仮差し止め命令

仮差し止め命令による救済は、紛争対象の権利または物品を保護するためにやむを得ない場合に行うべきもので、このような措置を講じない場合または、これが遅延した場合に、請求する当事者側の権利が失われる危険がなければならず、履行ボンドの換金が権利乱用に該当する決定的な証拠をもって証明しなければならない。

上記の状況が併せて発生した場合、裁判所は仮差し止め命令を認めることができる。仮差し止め命令は、本案に関する訴訟の申請の前でも後でも請求することができる。

## ii) 補償

### ・精神的補償請求

トルコ商法によれば、非金銭的損害賠償を請求することができる。

### ・物質的補償請求

不正競争によって損害を被った当事者は、被った損害および費用に対する補償を請求することができる。裁判官は、不正競争がなかった場合に得られたであろう利益の可能性について判断する。

### ・風評被害に対する補償

不正競争による侵害行為において、侵害者が不正な方法で、またはその他不適切な方法で侵害行為を行った結果として風評被害が生じた場合、これを理由としてさらに補償を請求することができる。

## e. 過失訴訟

過失訴訟は、模倣品防止問題には関連しない。知的財産権の問題には厳密な義務が伴うからである。過失訴訟は、様々な訴訟において過失によって生じた損害が存在する場合に使用することが可能である。

## (3) 民事訴訟手続き

### 第一審判決までの段階

#### a. 予備尋問段階

予備尋問段階では、まず被告に対する召喚状の通達が行われる。被告は、2週間以内（延長が申請された場合は1カ月以内）に訴訟に対する返答を行わなければならない。

当事者は、請願書をやり取りし、請願書をやり取りする期間中に、訴訟を裏付ける証拠を提出する。当事者は、相手方の返答を受領した後に、訴訟および反訴を行うことができる。請願書のやり取りの終了後、裁判所はその裁量によって第一回尋問のための聴取を設定することができる。

裁判所は、当事者に対し、友好的に事案を解決する可能性があるかどうかを第一回尋問の聴取で質問し、その可能性が否定された場合は、裁判の継続を決定する。

## **b. 尋問段階**

第一回尋問段階の終了後、裁判所は、本案に関する評価を取得するため、事案を専門家のパネルに委ねる。当事者は、専門家報告書に対する回答を提出し、裁判所はこれらの回答に基づき、専門家による2回目（さらに必要に応じそれ以上）の評価実施を決定する場合がある。裁判所は、専門家の前で反対尋問を設定する場合がある。この段階が終了し、そして議論のやり取りの後、裁判所は第一審レベルの判決を下す。

## **c. 判決段階**

裁判所が、裁判の審理が判決段階に進むために十分に尽くされたと判断すると、当事者にその決定を通知する。当事者は、当事者の最終的な主張および抗弁を聞くため、裁判所に最終審理の日程を設定するように依頼することができる。

裁判所は、審理の最後に判決を下す。裁判所は、最終審理から1から3か月以内に理由を付した決定を発行する。

理由を付した判決の通知を受けた当事者は、通知から2週間以内に控訴裁判所に控訴することができる。

## **控訴**

### **a. 中位レベルの控訴裁判所**

トルコにおいて、第二審の中位レベルの控訴裁判所が新たに設置された。中位レベルの控訴裁判所での訴訟は、3名の非技術的裁判官によって裁かれる。

第一審の判決後、控訴は2週間以内に申請する必要がある。その後、相手方は2週間以内に控訴に返答するか、逆控訴を申請する。

控訴は、形式的な条件を検討し、審理を行わずに判決を下す。判決が取り消され、裁判が第一審に差し戻される条件は以下のとおりである。

- 裁判官の資格が制限されており、欠格の要求が不当に拒否されていた場合

- 地理的な司法管轄が誤っていた場合
- 訴訟申請の前提条件に準拠していない場合
- 手続きに従わない訴訟の統合、分割、中止、およびその他の手続き上の誤り
- 証拠の収集または評価の不履行

第一審が実体法および手続きに従っていることが確認された場合、控訴は却下され、第一審の判決が承認される。

重大な誤りが判明した場合、その訂正については審理を必要とせず、地方裁判所が訴訟の本案について新たな判決を下すことができる。同様に、審理を開くことなく、審理不足が認められた場合も、地方裁判所が本案に関する新たな判決を下すことができる。

ただし、審理を行った上で判決を下すことが必要と見なされた場合、その旨が伝達される。

地方裁判所の判決は、判決日から2週間以内に破棄院に上訴することができる。

#### **b. 最高裁判所／破棄院**

最高裁判所／破棄院は、根拠に制約されることなく上訴について検討することができる。最高裁判所／破棄院は、法律の明示的な規定に反する事項を審査する。最高裁判所における裁判は、5名の裁判官で構成されるパネルによって決定される。口頭審理を行うかどうかは、裁判所の裁量によって決定される。

破棄院は、法律学の裁判所であることを考慮し、その判決の理由を全て説明しなければならない。

以下のシナリオがありうる。

- 破棄院は、地方裁判所の決定を取消し、第一審の判決を破棄することができる。裁判は第一審裁判所に差し戻され、判決の写しが地方裁判所に送付される。

- 上訴での決定が、本案および実体に関する新たな判決である場合、裁判は地方裁判所に差し戻される。
- 地方裁判所と破棄院による破棄の間に見解の相違があり、地方裁判所が最初の判決を支持する場合、裁判は破棄院審議会の総会によって審査され、その決定は拘束力を持つ。

## 裁判地

知的財産権と工業所有権の民事裁判所、および知的財産権と工業所有権の刑事裁判所には、知的財産法に基づく裁判管轄がある。

知的財産権と工業所有権の民事裁判所が設置されていない地域での、こうした裁判所の管轄区域における活動や作業は、その地域における第一審裁判所によって運営される。

知的財産法に従う特許商標庁のあらゆる決定に対抗して申請される訴訟の管轄裁判所は、アンカラの知的財産権および工業所有権の民事裁判所となる。

工業所有権の所有者によって第三者に対し申請される民事訴訟の管轄裁判所は、原告が居住する地域、不正行為が行われた地域、またはその行為による影響が確認されたその他の地域の裁判所となる。

原告がトルコ国内に居住地を有していない場合、管轄裁判所は、訴訟の申請日時点で登録代理人の職場が所在する地域の裁判所、または代理人記録が削除されている場合、特許商標庁の本部が所在する場所の裁判所となる。第三者から工業所有権の所有者に対して申請される訴訟の管轄裁判所は、被告の居住地が存在する地域の裁判所となる。申請者または工業所有権の所有者がトルコ国内に居住地を有していない場合、管轄裁判所は登録代理人の職場が所在する地域の裁判所となる。

一方、当事者間の合意に基づき、裁判地を選択することも可能である。

## 判決の執行

トルコの訴訟法では、自然人または会社の人格権に関する判決は、執行するために確定しなければならないとされている。訴訟法は、知的財産権に関する訴訟を、人格権に関する判決として認めている。

このため、工業所有権と知的財産権に関する判決は、確定しなければならない。つまり、法律上あらゆる可能な方法を活用しなければならず、判決を執行するために、控訴はできないものとする必要がある。

裁判所の判決の執行に関する期限は、判決の確定から 10 年後に失効する。

確定判決の執行は、当事者による訴訟の対象範囲によって異なり、以下のとおり要約できる。

### 1. TPTO における商標権／特許権／意匠権の取消および削除：

登録知的財産権の無効化の最終判決は、公的な効力をもたらす。判決の確定に続き、裁判所は職権によりその判決を TPTO に送達しなければならない。無効化された知的財産権は、登録が取り消され、その旨が公報で公表される。

### 2. 訴訟の対象となる権利の譲渡：

知的財産法は、特許および意匠について裁判所に申立てを行う権利を規定している。この種の訴訟は、公的な効力をもたらす、判決の確定に従い執行されなければならない。係争の対象である特許／意匠の権利の所有を宣言された原告は、裁判所に対し、TPTO へ特許／意匠の譲渡に関する令状を送付するように依頼しなければならない。

### 3. 補償の支払い：

原告が被った損害の補償を被告に命じる判決が、執行のために確定されなければならない。補償の支払いは、原告の請求に応じ、執行事務所を通して請求することができる。

#### 4. 勝訴側が負担した標準弁護士費用、公的手数料および経費の支払い：

勝訴側が負担した標準弁護士費用、公的手数料および経費の支払いを被告に命じる判決が、執行のために確定されなければならない。補償の支払いは、勝訴側の請求に応じ、執行事務所を通して請求することができる。

#### 5. 侵害物品の回収および廃棄：

侵害物品の回収と廃棄を命じる判決が、判決の確定に従い、原告の要求に応じて執行事務所を通して執行されなければならない。

#### 6. 全国紙による判決の公表

全国紙で公表することを請求する判決を確定しなければならない。最終判決の要約は、全国紙で公表するために、メディア広告局に提出される。公表のための費用は、被告が裁判所に預託しなければならない。

### 訴訟費用

以下に示す全ての費用は、毎年変更となることにご留意いただきたい。

#### 1. 公的手数料

訴訟の申請手数料は、31.40 トルコ・リラである。金銭的請求が明記されていない訴訟については、前払手数料 29.20 トルコ・リラが適用される。金銭的請求が明記されている訴訟については、この手数料は金額に応じ段階的に増加する。この前払手数料は、4分割で支払われ、未払金額は訴訟の終了後に敗訴側によって支払われる。さらに雑取引の手数料 55 トルコ・リラの手数料を支払う必要がある。

#### 2. 裁判所費用

裁判所費用には、証人 1 人当たり 30 トルコ・リラの証人手数料が含まれる。さらに、各通達について、1 回あたり 10 トルコ・リラの手数料が必要となる。加えて、事案や状況によって、裁判官または専門家による証拠開示手続が必要な場合、追加費用が見込まれる場合もある。

### 3. 裁判所が任命する専門家手数料

専門家手数料は、裁判所によって任命される専門家1人当たり 400～700 トルコ・リラの幅があり、訴訟物によって異なる。

### 4. 弁護士費用

#### 5. 弁護士協会によって通知された弁護士費用

2017年にイスタンブール弁護士協会によって示された知的財産事案に関する最低費用は6,000トルコ・リラである。

### 典型的な成功事例と失敗事例、およびそれらから導かれる提言

1. 受諾された訴訟
2. 却下された訴訟

## 10. その他の行政機関による執行

### (1) 著作権総局および検査委員会

著作権総局は、文化観光省の1部門である。この総局は、著作権対象物の記録／登録を扱い、また所定の知的財産権に関する海賊対策を講じている。

#### a. 著作権の任意記録—登録

トルコ著作権法によれば、作品の創作者またはその承継者が、自身の作品に関する著作権登録を総局に申請することができる。この登録は、本質的ではないが、宣言的効果を持つ。

別の言い方をすると、この登録は、ある人または人々が、総局に対して特定の作品の権利所有者であることを宣言したという意味しか持たない。この点で、総局に対する著作権の登録は、作品の詳細とその創作者を示すものである。

さらに、創作者は、総局の登記所に提出した実施許諾権について登録することもできる。

音楽作品、映画作品およびコンピューターゲームを除くあらゆる作品が、任意登録の対象である。自身の作品の登録を申請するかどうかは、創作者の裁量による。

著作権登録の公的手数料は、2017年7月1日現在で128トルコ・リラ（約35ドル）であり、毎年改定される。この手数料は、著作権登録申請中に総局に対して支払わなければならない。公的手数料を支払わなければ、申請は受理されない。

この登録は、総局または裁判所によってこれに反する証明がなされない限り、依頼人の著作権の証明としての役割を果たすことができる。

#### b. 強制記録—登録およびバンデロール申請

##### ・強制記録—登録

音楽作品、映画作品およびコンピューターゲームは強制登録の対象である。強制登録の効力と有効性は、任意登録と同様である。

これらの作品が強制登録の対象となる理由は、ごく一部の例外を除き、これらがバンデロール申請の対象となり、これらの作品に関する財務的な権利は、著作権管理団体および行政機関によって徴収されるためである。

強制著作権登録の公的手数料は、作品の種類によって異なり、毎年改定される。2017年7月1日現在、デジタル記録（ディスク、カセットなど）によって登録される外国作品の強制登録手数料は103トルコ・リラ（約26ドル）である。この手数料は、著作権登録申請中に総局に対して支払わなければならない。公的手数料を支払わなければ、申請は受理されない。

例外として、（非定期刊行の）文芸作品に関する著作権も、著作権管理団体および行政機関によって執行されるものの、これらの作品は強制著作権登録の対象とはならない。

#### ・バンデロール申請

上記で説明したとおり、音楽、映画および（非定期刊行の）文芸作品、およびビデオゲームは、強制バンデロール申請の対象となる。これらの複製の後、これらの作品は輸送前にバンデロールを貼付しなければならない。

これに関連し、複製を行う企業は、実施許諾を取得した作品についてバンデロールを申請する。バンデロールは著作権所有者の許諾なく取得することはできないため、許諾されていない複製品を確実に検出することができる。

強制登録の対象ではない作品の創作者は、作品に対する財務的権利を容易に追跡できるように、任意登録の申請を選択し、自身の作品をバンデロール申請の対象とすることができる。バンデロール申請の対象となる作品は、複製可能なものでなければならない。

「バンデロールの偽造」または「特定の作品または別の作品に付与されたバンデロールの使用」行為は、懲役刑の対象となる。

### c. 認証制度

認証制度は、トルコにおける使用料徴収のもう一つのツールである。トルコ著作権規則によれば、以下の場所は、営業を継続するために総局からの認証を取得する義務を負っている。

- ディスク製造施設
- 文芸作品または芸術作品を複製、流通または販売する印刷所および出版社
- 映画館または映画作品を放送する類似の場所
- 文学および芸術作品ならびにそれらの作品を含む物品を販売、流通、輸入、賃貸または市場化する施設

これらの認証を受けずに営業する施設は、行政上の罰金の対象となる。

### d. プロデューサー認定証

文化観光省は、映画・音楽作品プロデューサー、ならびにソフトウェア・プロデューサーおよび輸入者に対しプロデューサー認定証を発行する権限を有している。

### e. 検査委員会および執行

検査委員会は、県知事の下で、上記に挙げた認定証および登録に基づき、著作権の執行を行う当局である。

これらの委員会には、内務省、財務省および文化観光省からの代表者が在籍する。著作権管理団体からの代表者も参加している。

この委員会は、バンデロール申請および認定証に関する、職権による検査を任務としている。また、著作権対象物に関する、権利所有者からの情報／苦情の調査を行う義務も負っている。

これらの検査または調査によって、模倣品または未認定の保護が判明した場合、その事実は刑事捜査のために検察官に提示される。同委員会または検察官によって講じられる対応は、権利所有者が知的創作物および芸術作品の保護に関する法令第 5846 号に基づく補償を追求する権利を毀損するものではない。

## (2) NIC.TR ドメイン名管理局

NIC.TR ドメイン名管理局は、中東工科大学の組織内にある機関である。同局は、「.tr」のカントリーコード・トップレベル・ドメイン（ccTLD）の登録および管理を行っている。

「DNS ワーキンググループ」は運輸海事通信省によって設立された。このグループは、インターネット・セクターの代表者からなる 11 名のメンバーで構成されている。このグループは、「.tr」 ccTLD の登録に関する方針、規則および手続きの決定を担っている。

.tr ccTLD に関連する紛争の解決のために、「紛争解決委員会」という仲裁委員会の設立が検討されてきた。しかし、仲裁制度はまだ確立に至っていない。現在、これらの TLD に関する紛争は、トルコの裁判所の管轄下にある。

### a. 「.tr」 拡張子 TLD の登録

NIC.TR は、国内および海外の全ての「.tr」 ccTLD の申請を発行・管理し、申請が妥当であれば、登録を完了する。

NIC.TR の下で提供される「biz.tr」、「info.tr」、「tv.tr」、「gen.tr」、「web.tr」などの NIC.TR のドメイン拡張子は、公共の利用に解放されており、登録のための事前書類提出は不要である。しかし、「gov.tr」、「bel.tr」、「pol.tr」、「tsk.tr」などのドメイン拡張子は、政府組織に割り当てられ、「k12.tr」および「edu.tr」などは、教育機関に割り当てられている。

これらの制約以外にも、以下のように特殊なドメイン拡張子が存在する。

- 「com.tr」 拡張子については、申請者はドメイン使用に関する正当な理由を提示しなければならない（商標出願、営利企業の商号、ドメイン名の ID、映画名の著作権登録など）。
- 「org.tr」 拡張子の申請については、申請者は組織の「設立規則」、「設立証明書」または設立趣意書を提示しなければならない。

NIC.TR は、利害関係者の利益のために、「.tr」 ccTLD に関連して必要とされる行政、財務および技術サービスを提供する。

## b. NIC.TR に対する権利の行使

NIC.TR の方針の下、以下に示すドメインの登録は「ドメイン異議受付リスト」に6カ月間掲載される。

- 条件付き（後に取消の可能性はある）で登録されたドメイン。例えば、  
2つの企業によって共同登録されたドメイン  
商標出願（登録ではなく）の提出とともに登録されたドメイン  
短縮形
- 職能団体のメンバーによって行われたドメイン申請
- 非定期刊行の出版物、
- ドメイン申請において提出された商標登録の一部のみを含むドメイン
- 宣言によって申請され、DNS ワーキンググループによって承認された「net.tr」の申請

この期間においては、登録は第三者の異議を受ける可能性がある。異議が正当であると認められた場合、ドメインは取り消される。

紛争解決委員会が未設置であるため、異議は DNS ワーキンググループによって検討される。

### 商標出願提出時に登録されたドメイン

以下の場合、商標出願の提出時に登録されたドメインは取り消される。

- 登録に対する異議の正当性が認められた場合
- 6カ月間の異議受付期間に商標申請が却下された場合、または
- 登録者が NIC.TR. への商標登録証明書の提出を怠った場合。

ただし、登録者が異議を受けることなく2年間にわたって実際に商標を使用していた場合、商標出願が後に却下されたとしても、登録者はそのドメインを引き続き使用することができる。

この点に関しては、個人が第三者に帰属する商標の出願を行い、その商標と共に「.tr」ccTLD を登録することができる。その個人による商標出願が後に本来の権利所有者による異議によって却下されたとしても、その個人が引き続きそのドメインを使用することができる。

このため、商標出願に対する異議を TPTO に申請した場合、ドメイン申請に対する異議も申請するため、ドメイン停止リストの確認も必要になる。

### (3) イスタンブール市政府

イスタンブール市政府 (IMM) は、2012 年に新たなトップ・レベル・ドメイン名プログラムを申請し、それ以後、IMM と Internet Corporation for Assigned Names and Numbers (ICANN) の間で締結された契約に従い、2014 年に「.istanbul」および「.ist」のドメイン名拡張子の登録機関として活動する資格を得た。IMM の下部組織である Medya Inc.は、各ドメイン名拡張子の技術的運用、管理および活用を実施している。

現在、IMM はドメイン名の登録について「先着順」ルールを採用していることに留意する必要がある。

### (4) トルコ共和国食料農業畜産省植物生産総局 (BUGEM)

- a. PBR 申請の受理
  - b. PBR 申請の公式審査および実質的な審査の管理
  - c. 受理された PBR 審査の登記局への登録、および植物種公報での公表
  - d. 公表された PBR 申請に対する異議申立ての受理および審査
  - e. 登録の撤回に関する手続きの管理、およびその植物種公報における公表
  - f. 技術的審査結果に基づく、PBR 申請の却下または登録の決定
  - g. 登録された PBR 申請の登記局への登録、およびその植物種公報における公表
  - h. 公表された PBR 登録に対する異議申立ての受理および審査
  - i. 登録証明書の発行、および申請者／代表者への送付
- 許諾前および許諾後の変更の登録
- i. 許諾後の所有者または所有権の変更に関する手続きの管理
  - j. 実施許諾、仲裁、使用要件、登録の撤回など、許諾後の手続きに関する手続きの管理

## (5) 種登録および種子検定センター (TTSM) (PBR 手続きの観点から)

- a. トルコにおける技術的審査プロセスの実施,
- b. 海外当局からの技術的審査レポートの要求
- c. PBR および NLI 申請に関する技術審査結果の発行および BUGEM への送付
- d. PBR 登録の年賦金に関する請願の受理

## (6) トルコ医薬品医療機器総合機構

トルコ医薬品医療機器総合機構（「同機構」）は、保健省に属する機関である。同機構の主な機能は、医薬品、医療機器および化粧品に関する規制の執行を徹底することである。

同機構は、ヘルスケア分野において、定期的な市場監視および査察を行っている。同市場での医薬品、医療機器および化粧品は、全て同機構による承認を受け、適用されるトルコの法律および規則に従わなければならない。

このため、同機構は既存の監視・査察権限を通じ、権利所有者が医薬品、医療機器および化粧品分野の侵害者に対抗するための効果的かつコスト効率の高いツールを提供している。

多くの場合、侵害者は必要な規則を遵守していないため、侵害者に対して訴訟を申請することは可能である。

## (7) 競争委員会

競争委員会は、競争の保護に関する法令（法令第 4054 号）に基づいて設立された。同委員会のメンバーは開発省、各種会議所および商品取引所連盟（Union of Chamber and Commodity Exchanges）、破棄院または国家評議会、および税関通商省から選出される。

同委員会は、自律的な法人組織として活動する。その義務は、各セクターの活動者に法令第 4054 号に明記された競争規則を確実に遵守させることである。

同委員会が講じる最も重要な知的財産措置は、特許所有者に対する強制実施許諾である。同委員会によって、特許が特許所有者によって乱用されていることが判明した場合、つま

り特許所有者が競争を阻害する形でその特許権を行使している場合、同委員会は、所有者に対し、同委員会が決定する市場価値によって実施許諾を行うように命令を下すことができる。

#### **(8) 広告委員会**

広告委員会は、消費者の保護に関する法令（法令第 6502 号）によって付与された権限に従い、税関通商省によって設置された。同委員会は、主に消費者を欺く可能性のある広告を取り扱い、虚偽の広告を行う個人に行政上の制裁金を課している。

他の当事者の製品を中傷する広告は、虚偽の広告と見なされ、消費者の保護に関する法令（法令第 6502 号）に基づく制裁金の対象となる。したがって、広告委員会に対する申立ても知的財産保護の方策として利用することができる。

## 11. インターネット上での違法な模倣品の販売に対する措置

### (1) 管轄当局および適用法

インターネット上における出版物の規制およびそれらの出版物を通じた犯罪への対策に関する法令（法令第 5651 号）

トルコにおけるインターネット上の犯罪に関する主な法的文書は、「インターネット上における出版物の規制およびそれらの出版物を通じた犯罪への対策に関する法令」（法令第 5651 号）である。法令第 5651 号は、2007 年に制定され、インターネット上での犯罪、ならびにコンテンツ提供者、ホスティング・プロバイダー、アクセス・プロバイダーおよび集団利用プロバイダーの責任を扱っている。

法令第 5651 号で指定されている措置は、トルコ刑法、アタテュルクに反する犯罪に関する法、および人格権の侵害に関する犯罪のみにしか講じることができない。知的財産関連の犯罪は、これらの措置には含まれない。ただし、不正競争は、破産院の長年にわたる判例により、人格権の侵害と見なされるため、これらの措置は不正競争に対する対抗策として利用することができる。

この法令に規定されている措置は、検察官、治安裁判所および刑事裁判所によって実行される。

公共の安全、人命の安全または公共秩序の安全に関わる場合、および問題に時間的な制約がある場合、省、または情報通信技術庁の長官が、これらの措置を実施することができる。

### 知的創作物および芸術作品に関する法令（Code No. 5846）

さらに、知的創作物および芸術作品に関する法令（法令第 5846 号）の附属書第 4 条も、オンライン著作権侵害に対する保護制度を想定している。附属書第 4 条は、法令第 5651 号の指針の下で実施されている。

この附属条項に規定されている措置は、検察官、治安裁判所および刑事裁判所によって実行される。

この法令に対する修正が、2017年5月5日に著作権総局によって発行され、パブリックオピニオンが募集された。この修正は、著作権侵害に対する詳細な措置を含んでいるが、まだ国民議会の採決にはかけられていない。

### **知的財産法（法令第 6769 号）**

知的財産法は、インターネット上での模倣品の販売に対する一切の措置を規定していない。唯一言及されているのは、この法令の第7条だけである。この条項によれば、商標所有者は、インターネット上で、商業的な効果をもたらす形での商標の使用を禁止する権利を有している。

この意味において、知的財産法では、オンラインでの権利侵害に特化した措置は規定されていない。

### **集団利用プロバイダーに関する規制**

この規制は、法令第 5651 号に基づいており、貸主責任を含む集団利用プロバイダーの責任を規定している。

## **(2) アクセス・プロバイダーと集団利用プロバイダーの法的責任**

### **アクセス・プロバイダー、およびアクセス・プロバイダー連盟**

アクセス・プロバイダーとは、ユーザーがインターネットにアクセスすることを可能にする自然人または法人である。法令第 5651 号に従う違法な出版物について通報を受けた場合、それらのアクセス・プロバイダーは、違法な出版物へのアクセスをブロックする義務を負う。

これに従い、出版物へのアクセスをブロックする司法上／行政上の決定がアクセス・プロバイダー連盟に通知され、同連盟はこの決定をその会員に伝達する。

### **集団利用プロバイダー**

集団利用プロバイダーとは、特定の場所において、一定の時間の長さで、人々にインターネットを利用する機会を提供する自然人および法人である。こうした集団利用プロバイ

ダーの責任は、集団利用プロバイダーに関する規制に規定されている。これらの集団利用プロバイダーは、以下の義務を負っている。

- インターネット上の犯罪関連コンテンツへのアクセスを防止するフィルタリング・システムの利用
- アクセスログの記録、およびその2年間の保存
- サービスを公共のスペースで提供する場合、ユーザーを登録するシステムの導入

これらのサービスを商業的に公共の利用目的で提供する者には、さらに追加の義務が存在する。

### **(3) インターネット上での侵害行為を阻止する手続き、および侵害者を追跡する方法**

#### **a. 司法外措置**

人格権またはプライバシーが侵害されたと考える個人は、情報通信技術庁、コンテンツ・プロバイダーまたはホスティング・プロバイダーに通知し、侵害の停止を求めることができる。通知を受けた機関は、要求に応じるか、または請求者に回答する義務を負う。

#### **b. 司法措置**

タイトル 08 および 09 に示されているとおり、裁判官は民事訴訟または刑事訴訟中に、予防的／保護的措置として、またはその事案の最終判決として、オンライン侵害行為の停止を命じることができる。

### **(4) ドメイン名を扱う際の留意事項**

#### **a. .tr カントリーコード TLD に関する問題**

前述したとおり、.tr ccTLD の登録は、NIC .TR ドメイン名管理局によって管理されている。

「紛争解決委員会」がまだ設置されていないため、異議がある場合は、DNS ワーキンググループが対応する。DNS ワーキンググループは、現在のところ、.tr ccTLD 侵害に対処する効果的なメカニズムではない。

紛争解決委員会はまだ設置されていないため、残された唯一の救済は、侵害者に対する民事訴訟のみである。

#### **b. gTLDs に対するトルコの裁判所**

トルコの裁判所は、gTLD（分野別トップレベルドメイン）の登録に関する司法管轄が存在しない。この点において、裁判所が講じる唯一の措置が、侵害ウェブサイトへのアクセスをブロックすることである。しかし、こうしたウェブサイトへのアクセスをブロックする決定は、アクセス・プロバイダー連盟によって実施され、この方法では、トルコ国内からのアクセスしかブロックできない。

### **(5) 代表的な成功例と失敗例、およびそれらから導かれる提言**

#### **ケース 1**

**ケースの種類：**オンライン商標侵害

**事例の要約：**承認医薬品を複数のウェブサイトとソーシャルメディアのプロフィールで販売。ウェブサイトの登録者およびソーシャルメディア・アカウントの所有者は特定できない。

**解決策：** このケースでは、登録者のプライバシーが保護されており、ソーシャルメディア・アカウントにも侵害者の身元に関する手がかりがなかった。さらに、対象の医薬品は本物であったため、その販売は国際的な権利の消尽による商標侵害にはあたらなかった。

しかし、トルコにおいては、医薬品のオンライン販売は禁止されており、医薬品医療機器総合機構により徹底されている。オンラインでの医薬品販売について同機構に申立てがあった場合、同機構はそのウェブサイトを調査し、閉鎖する。

結論として、一部の侵害事案について、侵害行為が複数の点で違法である場合がある。したがって、こうした事案では、侵害行為に対抗するため、より迅速で、効果的かつコスト効率の高い方法が存在することがある。

#### **ケース 2**

**ケースの種類：**著作権侵害

**事案の要約：**トルコ人が著者である書籍の複数の e コマース・サイトでの無許諾販売。

**解決策：**対象の書籍は、複数の e コマース・サイトで販売されていた。書籍は無許諾であったにもかかわらず、侵害者は書籍のバンデロールの取得に成功しており、この点において、刑事訴訟または民事訴訟による差し止めまたは防止措置の見込みは高くなかった。しかし、その書籍が販売されていた複数のサイトは、大手の著名な e コマース企業に属していた。それらの e コマース企業は、侵害行為について通知を受けた後、迅速に侵害書籍をウェブサイトから撤去した。

このケースに見られるとおり、書籍は模倣品であったにもかかわらず、侵害者は商品の販売のために、利用者が多く消費者の間で評判の高いウェブサイトを選択した。しかし、こうしたサイトが侵害行為を認識した場合は、その評判を守るために侵害コンテンツを撤去することを選択する。

## 12. トルコにおける知的財産保護および模倣品防止に関連する NPO と NGO の概要

知的財産権の効果的な保護と経済の間には密接な関係があるため、知的財産権制度は各国の成長、海外直接投資、雇用機会、革新および全般的な競争力に大きく影響し、効率性と有効性を実現する。このため、特に模倣行為および海賊行為を防止することによって、国内で知的財産権を効果的かつ広範に保護することを目的とした非政府組織と非営利組織がいくつか存在する。

### **AIPPI トルコ（国際知的財産保護協会—トルコ部会）**

AIPPI トルコは、トルコ法の下で設立された国内団体で、国際的な AIPPI 協会と協力して活動している。知的財産に関心を持つ者は、誰でもこの協会の会員となることができる。同協会の現在の会員は、主にアカデミー会員、商標・特許弁護士である。

同協会の主目的は、知的財産権の保護が国家レベルでの発展に不可欠であるという意識の向上に寄与することである。同協会は、主に知的財産に関する立法プロセスに有効なワーキンググループを構成することにより、知的財産権の効果的な保護の発展に貢献している。

### **BASCAP**

国際商業会議所（ICC）の模倣および海賊行為防止部門である BASCAP は、トルコにおける模倣行為と海賊行為、ならびにそれらによる経済的・社会的損害に関する公共的・政治的な認識を向上することを目的としている。

### **PEM（特許・商標弁護士協会）**

PEM は、知的財産弁護士によって構成され、この分野の専門家の権利を保護することを目的としている。

### **TOBB（トルコ各種会議所および商品取引所連盟）**

TOBB は、トルコの民間セクターを代表する最高レベルにある法人組織である。現在、TOBB には、地方の商業会議所、工業会議所、商工会議所、商船会議所、および商品取引所などの 365 の会員が存在する。

TOBB は、知的財産に関する立法業務を監視し、これに参加している。海賊品および模倣品に対抗するため、同組合は公衆の認識向上において重要な役割を果たし、貢献している。

TOBB は、トルコ特許商標庁およびアンカラ大学の「知的財産権および工業所有権研究・実施センター (Center for the Research and Implementation of Intellectual and Industrial Rights)」と共同で、知的財産権および工業所有権に対する意識向上活動を実施している。

#### **TUSIAD (トルコの実業家および経営者協会)**

TUSIAD の知的財産権、改革および開発ワーキンググループ (Intellectual Property Rights and Innovation and Development Working Group) の目的は、知的財産権と工業所有権の保護、およびトルコの実業家とビジネスの世界においてこれらの権利を保護することである。

また、このワーキンググループは、トルコの知的財産法制度および慣行に関する不備を是正し、法制度を十分に世界標準に整合させ、企業の知的財産権および工業所有権の保護および商業化を奨励するための提案を行うために実施されている活動にも貢献している。

#### **YASED (国際投資家協会)**

YASED の優先事項は、持続可能かつ競争力のある投資の確保、現地の投資環境の改善、および投資に対する障害の排除である。

海外からトルコに資本を直接投資する 200 以上の会員のネットワークによって、YASED はトルコへの国際直接投資全体の中で相当な比率を占めている。

#### **MESAM (トルコの音楽作品所有者協会)**

MESAM は、CISAC (著作権協会国際連合) および BIEM (録音権協会国際事務局) の会員であり、国内に 9,000 以上の会員 (著作者、作曲家、アレンジャー、音楽出版社) を有する。手短かに言えば、MESAM はトルコで 9,000 万以上の国内および海外音楽作品の演奏権および機械的複製権を保護している。

### **MÜYAP（トルコのレコード産業協会）**

MÜ-YAP は、2000 年 8 月 3 日に 36 の設立会員によって設立された、レコード製作者の著作隣接権に関する非営利組織である。また、この組織は、IFPI（国際レコード・ビデオ製作者連盟）の国内グループとして、トルコのレコード製作者を国際レベルで代表している。

現在は 92 の会員が存在し、トルコの音楽業界の約 80%を占めている。

MÜYAP の主要目的は以下のとおりである。

- 公共の場所（バー、レストラン、ホテル）における録音物の使用、デジタルサービスでの録音物の使用、およびラジオ・テレビ、ウェブ放送、同時放送などによる録音物の使用によって生じる、音楽製作者の財務的権利の追跡、徴収および分配
- 法的な音楽作品の無許可の複製の防止、および海賊行為への対応
- さらに、音楽業界の結束の確保、および国内／国際音楽市場における最新の動向を追うことによる、音楽市場を対象とした調査実施。
- IFPI の国内グループとして、国際舞台においてトルコの音楽製作者を代表し、トルコのその現在の状況下における技術的および法的な発展を音楽業界に伝達する。

### **YAYFED（出版社職業団体連盟）**

YAYFED は、出版業界の 2 つの重要な職業団体である放送出版職業協会（Broadcast and Publication Professional Association）および放送局職業組合（Broadcasters Vocational Union）によって設立された。YAYFED の主要な目的は、知的著作物に対するバンデロールを提供することである。

### 徴収団体の設立

MESAM, MÜYAP, YAYFED などの徴収団体は、知的財産権所有者の共通の利益、および裁判所でのそれらの共通の利益を守り、法で認められている権利を利用するために、法令第 5846 号の第 42 条に関連して設立された。

### 13. 知的財産保護に関連する政府当局の連絡先詳細

#### (1) トルコ特許商標庁

ウェブサイトアドレス	<a href="http://www.turkpatent.gov.tr/">http://www.turkpatent.gov.tr/</a>
住所	115 Hipodrom Caddesi 06330 Yenimahalle Ankara
電話	(90 312) 303 11 73 / 10 00 (90 312) 303 13 03 / Interactive
ファックス	(90 312) 303 11 73 / 10 00
E-mail アドレス	<a href="mailto:info@turkpatent.gov.tr">info@turkpatent.gov.tr</a>
責任者の役職および氏名	長官 兼 管理委員会委員長: Dr. Habip ASAN

#### (2) 文化観光省著作権総局

ウェブサイトアドレス	<a href="http://www.kulturturizm.gov.tr">http://www.kulturturizm.gov.tr</a> <a href="http://www.telifhaklari.gov.tr/ana/default.asp">http://www.telifhaklari.gov.tr/ana/default.asp</a>
住所	Yukarı Öveçler Mahallesi Çetin Emeç Bulvarı 1290. Sokak No:4 Çankaya, Ankara
電話	(90 312) 573 83 00
ファックス	(90 312) 573 83 86
E-mail アドレス	<a href="mailto:copyrightturkey@telif.gov.tr">copyrightturkey@telif.gov.tr</a>
責任者の役職および氏名	長官 / <i>Directeur Général</i> : Mr. Dinçer ATEŞ

### (3) 映画総局 (Directorate of Cinema)

ウェブサイトアドレス	<a href="http://www.sinema.kulturturizm.gov.tr">http://www.sinema.kulturturizm.gov.tr</a>
住所	<u>Anafartalar Caddesi No:67 06250 Ulus/ANKARA</u>
電話	<u>(90 312) 5094500</u>
ファックス	<u>(90 312) 5094545</u>
E-mail アドレス	info@sinema.gov.tr

### (4) NIC.TR

ウェブサイトアドレス	<a href="https://www.nic.tr/">https://www.nic.tr/</a>
住所	Nic.tr Management ORTA DOĞU TEKNİK ÜNİVERSİTESİ Enformatik Enstitüsü (Spor Merkezi Karşısı) Üniversiteler Mahallesi, Dumlupınar Bulvarı, No: 1 B Blok - Ground Floor 06800 ANKARA - TÜRKİYE
電話	+90 312 210 00 60 (pbx) -For mobile and international calls- (+90 312 988 00 60 (pbx)
ファックス	+90 312 210 00 66 +90 312 210 00 67 +90 312 210 33 33(pbx)

### (5) 税関通商省

ウェブサイトアドレス	<a href="http://www.gtb.gov.tr">http://www.gtb.gov.tr</a>
住所	<u>Üniversiteler Mahallesi 1597. Cadde No:9 Çankaya 06800, Ankara/TURKEY</u>

電話 | **(312) 291 44 44 - 291 40 00**

**(6) トルコ競争庁**

ウェブサイトアドレス | <http://www.rekabet.gov.tr/en/Sayfa/Contact>

住所 | Dumlupınar Bulvarı No: 151 Eskişehir Yolu 9. Km  
06800 Çankaya/ANKARA

電話 | (90 312) 449 10 00

E-mail アドレス | [webmaster@rekabet.gov.tr](mailto:webmaster@rekabet.gov.tr)

**(7) トルコ医薬品医療機器総合機構**

ウェブサイトアドレス | <http://www.titck.gov.tr>

住所 | Söğütözü Mahallesi 2176. Sokak No:5 P.K. 06520 Çankaya/Ankara

電話 | (90 312) 218 30 00

ファックス | (90 312) 218 34 60

E-mail アドレス | [halkla.iliskiler@titck.gov.tr](mailto:halkla.iliskiler@titck.gov.tr)

## 14. 報告書のまとめ

世界貿易機関および EU 関税同盟のメンバーとして、トルコは強大な発展途上経済国と表現することができる。地理的立地、および大部分が若い世代である 7,981 万人の人口を考慮すると、トルコは巨大な市場、強固な生産基盤および商業的に重要な通行ルートを提供していると言える。

知的財産権所有者の権利強化は、90 年代に始まった立法改革の主な焦点の一つであった。民事訴訟法、刑事訴訟法および知的財産法の最近の修正は、この分野において大きな進展をもたらした。

裁判の三審制がトルコの司法制度に取り入れられた。この新制度の焦点は、訴訟手続きの迅速化と判決の再審査の改善を確実なものとすることである。

さらに、新たに制定された知的財産法は、以前の規則の問題点を是正することを目指し、統一的な工業所有権の規則を実現した。

現在の立法制度は、権利所有者のために、模倣品と知的財産侵害に対するより広範な保護を提供している。

知的財産権利所有者は、いかなる種類の侵害行為に対しても民事裁判所に対し権利を行使することが可能だが、商標権と著作権については刑事裁判所を通じた権利行使も可能である。権利所有者は、自らの権利の広範な保護を確保するために、刑事裁判所と民事裁判所のいずれを通じた防止措置または差し止め命令の要求も可能である。

特に、著作権保護については、立法制度は権利所有者が政府組織の助けを借りて、模倣品および海賊品に対し、コスト効率が高く迅速な執行を確実にする機会を提供している。

---

[経済産業省委託事業]

トルコにおける模倣品対策の制度及び運用状況に関する調査

2018年3月

禁無断転載

[調査受託]

Deris Attorney at Law Partnership

Istanbul, Turkey

独立行政法人 日本貿易振興機構

ドバイ事務所

本報告書の作成においては、できるだけ正確な情報の提供を心がけておりますが、本報告書で提供している情報は、調査時点で入手・判明し得たものであり、ご利用に際してはこの点をご留意の上、ご活用ください。